

2017年度大津市予算編成にあたっての政策要望

日本共産党大津市会議員団

はじめに.....	4
政策調整部.....	5
1. 平和への取り組みを.....	5
2. マイナンバー制度の中止を国に求めること.....	5
3. TPPからの撤退を国に求め、大津市の農業再生を図ること.....	6
4. 市民の権利を尊重し、開かれた市政運営を.....	6
5. 原発から市民の健康・安全を守ること.....	7
6. 地球温暖化防止対策の強化を.....	7
7. 安心して地域に住み続けられる「地方版総合戦略」の策定を.....	8
総務部.....	8
1. 平和への取り組みを.....	8
2. 市民の生活と人権を守る行政運営を.....	8
3. 市民福祉を守る自治体労働者の雇用条件の改善を.....	9
4. 消費税増税に反対すること.....	10
5. 地域経済を支える市内中小企業への支援を.....	10
6. 災害に強いまちづくりを.....	10
7. 被災者生活再建支援法の抜本拡充を.....	11
市民部.....	11
1. 市民生活を支える行政サービスの充実を.....	11
2. 地域安全・住民自治の発展の促進を.....	12
3. 「市民が主人公」の立場に立った豊かな文化・スポーツのまちづくりの促進を.....	13
4. いじめを乗り越え、安心して学べる学校・地域社会づくりを.....	13
福祉子ども部.....	14
1. 安心して子育てできる環境整備を.....	14
1) 子どもの権利を保障する就学前保育・教育の実施を.....	14
2) 豊かな放課後を保障する児童クラブの充実を.....	15
3) 地域で安心して子育てができる支援を.....	16
2. 障がい者の権利条約に基づく施策の充実を.....	16
1) 障がい者の権利保障を基本とした取り組みの強化を.....	16
2) 精神障がい者・難病患者の支援の充実へ.....	17
3. 反貧困、人間らしい暮らしの支援へ.....	18
1) 必要な人が必要な支援を受けられる生活保護制度の充実を.....	18
2) 格差と貧困解消への積極的な取り組みを.....	18
健康保険部.....	19
1. 地域で高齢者を支える介護制度の拡充.....	19
2. 命と健康を守る国民健康保険・後期高齢者医療の運営改善へ.....	20
1) 市民の命を守れる国民健康保険の運営を.....	20

2) 市独自助成の継続と高齢者医療改善の取り組みを	21
3. 市民が健やかな生活を送れる体制づくりを	21
1) 医療と福祉の連携で安心の体制を一医療・福祉の効果的なネットワーク強化へ	21
2) 市民の心身の健康を守る施策充実へ	21
3) 子どもたちの健やかな成長へ、支援体制の強化を	22
4) 市民の食の安全へ取り組みの強化を	22
5) 人と動物の豊かな共生社会に向けた取り組みを	23
産業観光部	23
1. 地域経済活性化への取り組み強化を	23
2. 農業振興と食の安全、安心確保を	24
1) 自給率向上を目指した農林水産業の振興を	24
2) 市民本位の公設卸売市場のあり方検討を	26
環境部	26
1. ごみ減量を進め、自然にも暮らしにも優しいごみ行政の推進を	26
1) 減量・リサイクルの本格的な取り組みと環境整備を	26
2) 産廃不法投棄等に対する環境保全対策の強化を	27
2. 環境保全対策の充実・強化を	28
都市計画部	28
1. 安全な住宅のために耐震診断・改修促進の支援強化を	28
2. 住みやすい市営住宅の整備のために	28
3. 市営住宅の管理運営のあり方の見直しへ	29
4. 空き家・空き地対策と利活用の推進を	29
5. 液状化・地滑り地域の災害対策を	29
6. 環境破壊や近隣住民に不安を与える開発事業をなくすための施策を	29
7. 市街地農地保全策の検討を	29
8. 景観保全と風格のあるまちづくりのため、いっそうの取り組みを	30
9. 歴史的な町家・街道を生かしたまちづくりへ	30
10. 景観に配慮し、賑わいのあるまちづくりを	30
11. 区画整理事業の適切な事業の推進	30
12. 安心・安全な公園・広場の維持管理を	30
13. ふれあいスポーツセンターの運営改善を	30
建設部	31
1. 地域公共交通の充実を	31
2. 道路、鉄道などのバリアフリー化の促進へ	31
3. 利用しやすい駐車場事業の推進を	31
4. 生活道路の整備促進を	31
5. 市道橋改修推進、安全維持の点検・管理を	32
6. 琵琶湖大橋の無料化促進へ	32
7. 自然環境を破壊するダム整備でなく、流域治水と河川改修での治水対策を	32
企業局	32
1. 市民負担を増やさない水道事業の安定した運営を	32
2. 下水道事業の安定した運営を	32

3. ガス事業を守り、市民に安全なガスの供給を.....	33
4. 市民のライフラインを守る職場環境の改善と人材育成の推進を.....	33
5. 生活困窮者に対する料金減免制度の創設を.....	33
教育委員会.....	33
1. いじめを乗り越え、安心して学び成長できる学校へ.....	33
1) 子どもの権利条約を活かした学校づくりを.....	33
2) 一人ひとりが健やかに成長できる教育の保障を.....	34
2. 豊かな市民生活を育む文化施策の充実を.....	36
消防局	37
1. 基準消防力に見合った職員の増員と消防力の強化・充実を.....	37
2. 消防団、自主防災組織、地域の活動への支援充実を.....	37
3. 地域防災計画の策定に向けて、危機防災課とも連携した支援を.....	37
4. 火災報知器の設置促進の支援を.....	37
5. 救急車の有料化は行わないこと.....	38

はじめに

安倍自公政権の暴走政治が続いている。その裏には、あらゆる場面においてアメリカ・大企業を優先しようとする考えがある。

大津市は、1987年6月に恒久平和の実現を願い、「ふるさと都市大津」恒久平和都市宣言に関する決議を採択し、今日に至っている。しかし、安倍政権は2014年7月、集団的自衛権行使容認へと憲法解釈の大転換を図る「閣議決定」を強行。昨年9月には、安保法制＝戦争法を成立させた。そして現在、政府はこの法制の全面的な運用に向け、自衛隊の任務を拡大させようとしている。

いま市民からも世界からも求められているのは、安保法制の発動を中止し、憲法9条の理念にたった非軍事の人道支援であり、国政においても現行憲法の前文を含む全条項を守り、特に平和的民主的諸条項の完全実施を目指すことである。

また、東日本大震災から5年以上を経てもなお、福島原発事故の収束の目途は立っていない。しかし、事故時の避難計画の実効性についても定かではない中で、安倍政権は、運転開始から40年以上たった老朽原発も含めた原発再稼働を推進している。今年3月9日、大津地裁において、高浜3、4号機の運転禁止を命じる画期的な仮処分が発令され、高浜3号機が運転を停止した。政府の、原発事故の教訓をくみ取ろうともせず、「原発ゼロ」の願いにも背を向けた一連の動きは、市民の安全にとっても民意をないがしろにしている点からも認められるものではない。

一方、日本経済の6割を占める個人消費は、2014年、15年度と、戦後初めて2年連続マイナスとなり、家計消費も前年比マイナスが続き、「アベノミクス不況」とも言うべき状況に陥っている。

国民の暮らしが改善されない中で、社会保障——医療、介護、生活保護などの大改悪案が具体化されようとしていることは、きわめて重大である。介護保険では、「要支援1、2」と認定された人の保険給付外しに続いて、介護度に応じた自己負担増や、介護報酬の削減でサービスを抑制していく方針を打ち出し、医療においても、高齢者の高額療養費を現役世代と同水準にするなどが示されている。このような社会保障の切り捨て計画を中止し、社会保障拡充路線に転換すべきである。

また、「残業代ゼロ制度」など安倍政権が進める労働政策では、ブラックな働き方をなくすことはできない。労働者派遣法を抜本改正し、非正規から正社員への流れをつくる雇用のルール強化こそ必要である。加えて、若者の生活の安定のためには、給付型奨学金の実現は喫緊の課題である。

その他にも、安倍政権が批准の強行をねらうTPP協定（環太平洋連携協定）や、米軍オスプレイ着陸帯建設・辺野古の米軍新基地建設は、国と自治体が対等・協力の関係であることを定めた地方自治法を根底から蹂躪するものであり、決して許されるものではない。

今、地方自治体には高齢化や人口減少、格差と貧困、地域経済の衰退など、克服すべき課題が山積している。しかし政府は、地方総合戦略やトップランナー方式の導入などで地方自治体への交付金制度を変質させ、自治体間競争を煽り、安定した自治体運営を脅かしている。

大津市では、行政改革を前面に打ち出す越市長の下で、市職員の削減・非正規への置き換えが進められ、市民の命や健康を最前線で守る福祉職場の相談窓口まで非正規職員が担っている現状にある。また、税や保険料の収納強化、施設使用料・利用料の値上げ、補助金削減、コールセンターをはじめ業務のアウトソーシングなどで、市民サービスの後退につながってきた。

その上、2017年度からの向こう5年間で398億円の財政不足が生じるとした「中期財政フレーム」が示され、さらなる行政改革を推進しようとしている。来年度から12年間の次期大津市総合計画では、経費削減ありきではなく、住民自治の基本に立ち返り、大津市の良さを守り、安心して住み続けられる大津市の実現に向けて、地方自治体の本旨である住民福祉の向上を目指して、来年度大津市の予算編成にあたっての政策要望を行うものである。

政策調整部

1. 平和への取り組みを

①安全保障関連法にかかわって一地方自治の本旨を貫く立場での対応

昨年9月、多くの憲法学者が違憲を指摘し、国民が反対する中、安倍自公政権は安保法制一戦争法を強行成立させた。そして現在、南スーダンのPKOへの派遣など全面的な運用に向け、自衛隊の任務を拡大させようとしている。

安保法制に対しては、越市長は「国政で審議されるべきこと」という旨の議会答弁を繰り返しているが、国政の動向により34万市民に多大な影響を及ぼすことから、市のリーダーとして責任を回避していると言わざるをえない。

また沖縄県では、県民が幾度となく示してきた、新基地建設の反対、日米地位協定見直しの明確な意思を踏みにじり、国が新基地建設を強行に進めている。これは民主主義国家のあるべき姿からほど遠いもので、沖縄の問題にとどまらない。

- 住民の命と暮らしを脅かすことに対してはきっぱりと反対し、地方自治の本旨を貫く立場での行政運営を行うこと。
- 地方自治を尊重して、沖縄県との真摯な協議を継続するよう政府に求めること。

②自衛隊による住民基本台帳の閲覧を許可しないこと

安倍自公政権の憲法破壊の戦争法強行と軌を一にするかのように自衛隊の高校生への入隊勧誘が強まっている。就職解禁日より前に、家庭訪問で生徒個人を勧誘する違反事例も相次いでいる。

- 個人情報保護の観点からも、閲覧を許可しないこと。
- 現在、紙媒体で情報を提供することを求められているが、これに応じないこと
- 自衛隊からの要請については、市民への協力依頼を行わないこと。
- 市内中学校の職場体験学習で、自衛隊が実習先に選定されているが、命を大切に、平和な社会をつくる人間を育てるという教育の目的からも不適切であり、中止すること。

③自衛隊による要請・訓練等への毅然とした対応を

● 昨年、高島市の饗庭野演習場で、射撃訓練中に弾丸が民家に着弾するという事件が起こった。政府が自衛隊の任務を拡大させようとしている中で、大津市においても自衛隊の訓練内容については実態の把握に努めるとともに、市民に公開するよう求めること。

- 武装自衛官の市街地行軍訓練など基地外での演習行為を中止するよう求めること。
- 市民に対する事前の情報提供などを行うこと。

④特定秘密保護法から市民の権利を守ること

- 市民の知る権利を奪い、意見を封殺する特定秘密保護法の撤廃を求めること。
- 特定秘密を取り扱う職員に対する身元調査や関係者調査などを行わないこと。

2. マイナンバー制度の中止を国に求めること

本年より、国民が不安を募らせる中、マイナンバー制度が始まった。開始早々、事務を受け持つ「地方公共団体情報システム機構」のトラブルが発生した。現在でも暗証番号の覚え違いなどの窓口トラブルも多く、自治体や市民に混乱を招いている。

マイナンバー制度は、社会保障の給付抑制、税・保険料の徴収強化に利用し、国の財政負担、大企業の税・保険料負担を削減していくことが最大のねらいであるが、個人情報の漏えい、システム

のトラブル、巨額の税金投入など様々な問題をはらんでいる。

- 市民のプライバシー権を守るためにも、国に対しマイナンバー制度の一旦中止・撤回を求めること。
- 自治体には、ナンバーの独自利用が認められているが、市独自の新たな情報の紐付けは行わないこと。
- 住基システムを含めた基幹系業務システムの運用にアウトソーシングが検討されているが、情報の漏えいなどの危険も懸念され、引き続き市が直接実施すること。

3. TPP からの撤退を国に求め、大津市の農業再生を図ること

農産物価格の低落と「アベノミクス」がもたらした円安を主因とした飼料・肥料など資材価格の上昇で、日本の農業は危機に瀕している。農業所得は減少し続け、農林水産省の統計でも、2014年には対前年比で個別経営は 10.2%、集落営農は 21.3%も減っている。政府が農産物の輸入を 3.8%も増やし、6兆1千億円もの輸入超過していることが、さらなる追い打ちとなっている。TPPの批准は、日本農業の生産拡大も営農継続も困難にし、大多数の農業者から展望を奪うことは明らかである。

- 大津市の農業・食の安全を守るためにも、国に対し TPP からの撤退を求め、農業再生の具体策を講じること。

4. 市民の権利を尊重し、開かれた市政運営を

①庁舎整備についてあり方の十分な検討を

- 隣接国有地を含めた庁舎のあり方が検討されている。南北に長い本市において、高齢化や市民の利便性の点からも、各学区の支所を存続させ、基幹支所機能の検討を踏まえて、庁舎のあり方を検討すること。

②大津市男女共同参画条例に基づく実効性のある計画推進を

安倍政権は女性活躍の推進を看板に掲げているものの、残念ながら日本への評価は依然低いままである。大津市が 2014 年に実施した男女共同参画に関する市民意識調査報告書からも、根深い固定的な性別役割分担意識がある。

今年から第3次の男女共同参画推進計画の「おおつかがやきプランⅢ」がスタートし、基本方針として、職場における男女共同参画、政策や方針決定過程への女性参画など特に課題が残る事項について重点的に取り組むことや、男女共同参画を推進することの重要性が具体的に実感できる取り組みを推進するとした。

- 課題である長時間労働の改善を含めた働き方の見直しを行い、休暇が取りやすく、働きやすい職場環境づくりに取り組むこと。
- 大津市女性活躍推進重点事業である Otsu プロジェクト-W に、大多数を占める非正規労働者への支援策を盛り込むこと。
- 男性が育児や家事に参加できるよう、世代を超えた働きかけを行うこと。

③国民としての権利が行使できる市政運営を

- 本年 6 月より、18 歳まで選挙年齢の引き下げが行われた。投票を促すため、大学や駅前、大型商業施設等、利便性の良い場所で期日前投票が行えるよう改善すること。
- 高齢化が進んでいることから、投票所の増設やバリアフリー化を推進すること。

- 障がい者や高齢者が、介護保険サービスを利用せず投票できるよう、福祉部局との連携を行うこと。
- 市のホームページでパブリックコメントの募集が行われているが、市民が気づかないまま終了していたり、高齢者などネット環境に不慣れな市民にとっては閲覧や意見提出に困難があるなど、本来の役割を果たせていない状況がある。あらかじめ広報に掲載するなど、周知方法に工夫と改善を行うこと。また、紙媒体での、各支所での閲覧や意見提出を認めること。

④市民を弾圧する共謀罪に反対すること

現在、政府は共謀罪法案を「テロ対策」のためと、名前を変え成立させようとしている。これは過去3度にわたり世論の強い批判をあびて、廃案とされてきたものである。今回はさらに、法律の対象に「その他」という文言を盛り込み、捜査当局の考え一つで拡大できることになる。先の参議院選挙で、大分県警による野党統一候補陣営への盗撮が発覚したが、共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）法案成立により、盗撮や会話盗聴（室内盗聴）などあらゆる手段を用いた市民監視が強まる危険性がある。

- 人と人の意思疎通そのものを犯罪とするという、「内心の自由」までも脅かす共謀罪法案について、市としても反対すること。

5. 原発から市民の健康・安全を守ること

2011年3月の東日本大震災から5年以上を経てもなお、東京電力福島第1原発事故による被害の収束の目途は立っていない。その中で、原発の再稼働を進める国や電力会社に対し、多くの国民が反対の声を上げ、今年3月9日、大津地裁において、高浜3、4号機の運転禁止を命じる画期的な仮処分が発令され、高浜3号機が運転を停止した。それにもかかわらず政府と電力会社は今なお原発に固執し、再稼働とともに、運転開始から40年以上たった老朽原発までも稼働延長させようとしている。さらに事故処理に巨額の費用がかかるとして、東電への新たな支援や、福島第1原発の廃炉費用を国民に押しつける検討も始めている。

- 原発は市民の安全を脅かすものであり、国に対し、再稼働を行わないことや、高速増殖炉「もんじゅ」はもちろん、「プルサーマル」も含め「核燃料サイクル」からきっぱり撤退するよう求めること。
- 電力会社の責任を明確にするとともに、国民に負担を押しつけることがないよう政府に申し入れること。
- 「脱原発を目指す首長会議」に加入するなど、市長自身が脱原発の世論を広げる役割を果たすとともに、脱原発の運動の先頭に立つこと。

6. 地球温暖化防止対策の強化を

政府は昨年、温室効果ガス排出量を2030年までに2013年比で26%削減することを決め、国連にも通知をしている。しかし、その目標達成は自然再生可能エネルギーの増加だけでなく、原発の増加が前提となっている。一たび原発事故が起きれば、人間社会だけでなく自然環境に多大な悪影響を及ぼすことは明らかである。人類や自然と共存できない原発頼みではなく、世界第5位の温室効果ガス排出国である日本が、再生可能エネルギーの促進や循環型社会の形成により国際的責任を果たすのは当然で、それに見合う対策を国や地方自治体も果たすべきである。

- 太陽光パネル設置の補助などの支援は行われているが、予算を増額するとともに、他市で行われているように、小水力や風力などにも対象を広げ、市民・事業者・行政が協力して地域全体での

自然エネルギー推進施策を進めること。

- 地域住民・NPO 団体・中小企業などが、再生可能エネルギーを促進、事業化しやすいように、地域の金融機関と協力し、「事業立ちあげのための無利子・無担保の融資制度」の創設を行うこと。
- 電力会社を送配電設備コストを理由として、電力の買取を拒否する傾向が強まっているが、国に対して適切な指導を行うよう求めるとともに、固定価格買取制度の継続を図るよう求めること。

7. 安心して地域に住み続けられる「地方版総合戦略」の策定を

越市長は、市長選挙公約として「住み続けたい大津をつくるために、大津に住む人を増やすこと」を掲げ、人口減少を食い止めるためとして人口ビジョンも策定されたが、定住促進などの具体的な施策に乏しいと言わざるをえない。市民生活の実態に即した政策が求められている。

①定住促進に向けた住宅施策を

産業観光部では、住宅等改修助成制度が緊急経済対策のためだったとして廃止され、それに変わって定住促進リフォーム補助制度が予算 200 万円で開始された。しかし、住宅等改修助成制度は 800 万円の予算で 20 倍の経済波及効果があり、それによる大津市の活性化、また現在大津市に居住する市民の定住促進ともなるものである。

- 住宅等改修助成制度を市の施策として庁内で調整し、使いやすい制度に改善し実施すること。

②葛川地域の振興計画の策定を

葛川地域は国により豪雪地帯として認定されているが、限界集落となっており、私道や屋根の雪下ろし作業など、集落内の自助共助が限界となっている。

- 医療・公共交通など課題ごとに各部局任せとなっているが、葛川地域への I ターン、U ターンを促すため、家賃補助や住宅改修など定住促進事業を推進し、部局横断的に活性化に向けた地域振興計画が策定できるよう、政策調整部としての役割を發揮すること。

総務部

1. 平和への取り組みを

①憲法擁護への積極的な取り組み

- 日本国憲法の平和的・民主的条項を覆す動きに反対し、憲法第 99 条に規定する憲法擁護義務を負う立場に立って「憲法を暮らしに生かす」ことを掲げ、積極的に憲法の理念や内容を普及すること。
- 市民から自発的に起こってくる憲法擁護の運動を支援すること。

②核兵器廃絶への取り組み強化を

- ふるさと都市恒久平和都市宣言・全国平和市長会参加のまちとして、核兵器廃絶への取り組みを強めること。

2. 市民の生活と人権を守る行政運営を

①市民サービスを後退させる行政改革は行わないこと

職員の正規から非正規への置き換え、三者協働に逆行する補助金の削減、施設使用料・利用料等の値上げ、民間アウトソーシングなど、この間連続して、市民に負担を強いる行政改革が進められ

ている。地域を活性化させ、市民のくらし・福祉・教育を支援するという自治体本来の役割とは、大きくかけ離れている。市が発表した次期中期財政フレームは、2箇所のごみ処理場建設や東部学校給食共同調理場建設などを理由に、向こう 5 年間で 398 億円の財政不足が生じると示しており、2017 年度からの新たな行政改革プランは、これまで以上の行革が打ち出されることが懸念される。

- これ以上、市民に負担を押しつけるのではなく、市民生活を応援する予算編成を行うこと。
- 補助金の終期設定や、補助率の引き下げなどを行わないこと。
- 施設使用料の値上げを行わないこと。

②安定した財政制度を国に求めること

地方創生法に基づき交付金の分配に差をつける KPI（重要業績評価指数）や、ふるさと納税、トップランナー方式など、国の地方自治体に対する財政制度は、自治体間競争を煽るものへと変質し、安定した自治体運営を脅かしている。

- 国の責任を放棄するような財政制度について、見直しを求めること。

③安易な指定管理・民間委託の見直しを

安倍政権は、大企業・金融機関・ゼネコンに新たな市場をつくり出すため、PPP/PFI 事業の活用をこの数年でさらに加速させ、強行に推し進めている。2014 年、地方自治体に公共施設等総合管理計画の策定を求め、特に人口 20 万人以上の自治体には、計画策定と実施にあたって PPP/PFI 手法の導入を優先的に検討するよう促すとし、導入検討の原則化まで打ち出した。これに対し、地元企業の締め出しにつながるなどの指摘もされている。

また、PPP/PFI 導入可能性調査等で、市職員の膨大な時間と事務量が費やされるなど問題も多い。

- PPP/PFI 手法の導入は止めること。
- トップランナー方式に惑わされることなく、安易な指定管理への移行は行わないこと。

3. 市民福祉を守る自治体労働者の雇用条件の改善を

職員の正規から非正規への置き換えが進められている。国や県からの事務移譲増等により、部署によっては、業務量と比して職員が不足していて休暇も取れない現状が続いている。慢性的な人員不足と困難な市民対応などで、長期病休となっている職員も依然としてなくなる。とりわけ住民の命や健康を最前線で守る福祉職場の窓口業務が、非正規職員で守られているという現状がある。

また、各部局が策定する計画において、大津市の歴史や風土、土地勘のない民間事業者に調査委託をされていることが散見されるが、職員同士の意思疎通が損なわれていたり、職員の顔が市民に見えないことは、それぞれの心の隔たりとなり、風通しの良い職場づくりや三者協働に逆行するものである。

- 職員定数の削減を止めること。
- 必要な部署には臨時や嘱託などの非正規での対応でなく、正規職員による適切な人員配置を行うこと。
- 国による地方公務員の賃金引き下げ圧力が強められている。こうした国からの地方自治体への攻撃は、きっぱりとはね返すこと。
- 公務職場に人事評価はなじまない。人事評価を給与に反映させないこと。
- 実態調査と業務の改善で、女性の管理職の登用を増やすよう努めること。
- 設計業務などの委託が進んでいる。民間を指導する立場を堅持するためにも、計画的な人材育成と採用に取り組むこと。

- 複雑・困難な事案を抱える市民が増えていることから、福祉専門職の雇用と育成を行うこと。
- 非正規職員の正規化・賃金アップを図ること。

4. 消費税増税に反対すること

大津市は、市税収入の増額などから景気回復との認識を示しているが、消費税の8%への増税後、実質賃金の連続減少、家計の落ち込み、「アベノミクス」による円安と物価上昇で、中小企業の倒産など、「アベノミクス」の破綻、景気回復にはほど遠い状況であることは明らかである。安倍自公政権は、消費税10%の2019年10月実施をねらっているが、再延期したこと自体が増税路線の破綻を示している。

- 国に対し消費税増税実施反対の意思を示すこと。

5. 地域経済を支える市内中小企業への支援を

①賃金下限規制を伴った公契約条例の制定を

市民の暮らしと景気の回復のためには、賃金の引き上げは欠かすことはできない。2009年に制定された「公共サービス基本法」は、公共サービスを国民の権利とし、従事する労働者の適正な労働環境の整備を国や自治体の努力義務とした。最低賃金は少なくとも時給1000円に引き上げ、1500円を目指す必要があるが、現在の最低賃金が生活保護基準を下回ることから、すでに公契約条例は全国29自治体、要綱で定めているのは10自治体に広がっている。

- 賃金下限規制を伴った公契約条例を制定すること。
- 市が発注する指定管理や、業務委託後の労働者の雇用状況の把握に努めること。

②市内の中小零細事業者への発注強化を

市発注の公共工事は、市民生活の向上とともに、地元中小零細企業の育成という観点に立ち取り組まれるべきである。長引く不況下で、特にその期待は高まっている。国が進めるPPP/PFIはさらに、市内の中小事業所の経営を脅かすことが危惧される。

- 地元中小零細企業の活性化と育成という観点からも、引き続き市内の中小業者に優先して発注できるよう努めること。

6. 災害に強いまちづくりを

①大津市原子力災害避難計画の周知を

- 東日本大震災時の状況を考慮し、大津市原子力災害避難計画が策定された。今後も、国や県とも連携して最善の計画修正に努力するとともに、市民に対しても内容を周知できるよう、概要版を出すなど手立てをとること。
- ヨウ素剤の配布についても検討すること。

②各学区で地区防災計画を策定できるよう支援を強めること

頻発している局地的豪雨や台風、地震等による大規模災害が発生した場合には、市や消防などの行政機関だけでは対応に限界があり、一刻を争う人命の救護、避難などに対応するためには、各学区や自治会の自主防災組織の強化が欠かせない。東日本大震災を教訓に、災害対策基本法では、市町村内の一定の地区を対象にした地区防災計画制度が、新たに創設された。

- 各学区における自主防災組織や地域住民による地区防災計画の策定にあたっては、地域ごとの

危険箇所を明らかにし、避難訓練や避難誘導、避難所対応などの具体的な活動を盛り込んだ計画となるよう、消防局、危機・防災対策課をはじめ消防署などが的確な支援を行うこと。

- 市民から土嚢袋の提供を求められた際には、私有地や私道であっても提供・活用を認めること。
- この間の災害避難時に、ペットがいるため避難所に入れなかったり、車中泊を余儀なくされ、命を落とされた人もいる。人命尊重の意味でも、家庭動物との同行避難や避難所での受入れ等のルールが計画に盛り込まれるよう支援すること。

③市の指定避難所の再検討を

- 市民センターの統廃合が検討されているが、高齢化に伴い指定避難所までの避難が困難な状況にある地域については、第一次避難先となる自治会館についても、市の指定避難所とすることを引き続き検討すること。

④災害情報配信の強化を

台風による災害などの教訓を活かして、SNS などの情報伝達・情報提供体制の拡充が行われてきた。一方で、SNS や ICT などの手段を持たない高齢者世帯には、情報が届かないことが懸念されている。また志賀地域からは、志賀町時代のように日々の連絡など、行政無線の活用を願う声もある。

- 避難勧告などが確実に伝わるように、志賀地域などで活用していた防災無線の「受信端末」「戸別受信」等の設置を検討すること。
- 志賀地域においては、防災無線を行方不明者の捜索など、活用範囲を拡大するよう積極的に検討すること。

7. 被災者生活再建支援法の抜本拡充を

巨大地震の発生や、頻発する集中豪雨による土砂災害等で、被災者が大幅に増加している。さらに南海トラフ巨大地震に備えるためにも、被災者生活再建支援法の抜本的拡充が大きな課題となっている。

- 被災住宅本体の建築費や補修費などの支給額は、最大でも 300 万円であり再建にはほど遠い。国会では野党が一致して、拡充の法案を提案している。少なくとも支給額の 500 万円以上への引き上げ、半壊も対象とすることを、早急に実施するよう国に求めること。
- その他、対象を一部損壊住宅、その事業を生活の基盤としている中小企業の店舗や工場等の事業所、液状化による被害なども加えるよう国に求めること。

市民部

1. 市民生活を支える行政サービスの充実を

①コールセンター事業の見直しを

職員の負担軽減と市民サービス向上につながるとされたコールセンター事業が昨年 7 月から開始された。運用当初の利用者からの苦情は落ち着いたものの、回答率は 28.7%にとどまり、職員には FAQ の作成業務も重なり、どこまで負担軽減がされたのか疑問である。

- 本来、市民から寄せられる電話は、苦情、相談、要望など様々な用件であり、自治体職員が直接市民と対話してこそ市の施策にも反映できることから、目標値を見直し、市民ニーズに応えること。
- コールセンター事業は、市の直営に戻すこと。

②市民相談・支援体制の充実を

市民の相談内容は、時代のニーズや市民生活の実態などにあわせて刻々と変化する。孤立化する現代社会において、ますますわかりやすく丁寧な相談体制の充実を図る必要がある。

- 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者が、将来の社会的自立に向け取り組めるよう、地域社会で支援するための関係機関ネットワークの構築の検証を進めていただいているところであるが、早期の子ども・若者総合相談窓口の設置に向け、体制の強化と必要な予算措置を行うこと。

③地域の特性に応じた支所機能の充実を

- 支所機能のあり方が検討されているが、地域での様々な対応や防災の拠点としての役割を求められるなど、限られた職員体制では無理があることから、各地域の特性を考慮し、「基幹支所」としての機能付与の検討や、正規職員の充実を図ること。

④斎場施設・葬儀ホールの整備と充実を

- 斎場施設・葬儀ホールは市の施設として、生活困窮者のためのプランの検討と、必要な改修や整備を行うこと。

2. 地域安全・住民自治の発展の促進を

①詐欺・消費者被害から市民を守る取り組みの充実を

振り込め詐欺等の特殊詐欺被害は年々巧妙化し、低年齢層へのオンラインゲームなどの普及によりインターネットトラブルも増加している。

- 市民への各年齢層に応じた消費者教育のいっそうの充実や、庁舎内連係や金融機関やその他機関との連携で、被害の未然防止の取り組みについても積極的に進めること。

②防犯カメラの適切な設置・運用への体制づくりを

公共空間の安全を見守るためとして、防犯カメラの設置が進んでいるが、目的外使用などを規制する法律が存在せず、プライバシー権の侵害などの危険性が指摘されている。市庁舎内の設置についても、問題となり一部撤去したところである。

- 適切な管理運用基準の見直しや徹底を図ること。
- 市独自の規制条例の制定などを検討すること。
- 適切な人権保護を行うための規制法制定を国に求めること。

③自治会活動の活性化に対する支援の拡充を

● 自治会活動や地域の自主防災活動などの拠点としての自治会館の整備に対し、ふれあいの家設置事業費補助金制度が設けられているが、新築や改修、バリアフリー化だけでなく、建て替えなどの施設整備に総合的に活用できる市民ニーズに応えた使いやすい補助制度へ見直しを検討すること。

● 高齢化や防災の観点からも、市民の地域生活を支える自治会活動が重要とされる反面、自治会活動が負担となることなどから加入率の減少が続いている。行政からの依頼事項が、自治会への負担とならないよう配慮すること。

- 市民との協働の立場で自治会への加入促進の取り組みを支援すること。
- 様々な理由による自治会未加入となっている市民ニーズの把握のためにも、新たな地域協議会

の検討を進めること。

④自衛隊に対する適切な対応を

- 自衛隊からの要請については、自治会への協力依頼を行わないこと。

3. 「市民が主人公」の立場に立った豊かな文化・スポーツのまちづくりの促進を

①市民が主人公の協働事業の充実を

- 大津市協働提案制度は、地域課題や新たな市政課題の解決に向けて市民とともに施策を構築する制度として、テーマ設定や募集数においても市民の期待に応えられるよう、さらに市民の声を反映した制度へと充実させること。
- 市の行政としての責任を後退させることのないよう取り組むこと。

②市民の文化・芸術活動を保障する施設運営を

- 市民が気軽に文化・芸術に親しめるように、市民会館など文化施設の適切な改修を行うこと。
- 施設利用の区分設定や料金体系、減免措置など、利用者のニーズに沿って適宜見直しを図ること。

③スポーツ施設の整備、使いやすいシステムなど改善・充実の取り組みを

2011 年に制定されたスポーツ基本法の前文には、「スポーツは、心身の健康保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠」と規定されている。また、障害者権利条約第 30 条に示されているように、障害の有無にかかわらず、スポーツは誰にとっても権利として存在する。しかしながら、障害のある人の中には、スポーツの情報や参加の機会に恵まれていない人も多く存在する。身近にスポーツを捉え、様々な参加の機会を広げていくことが求められる。

- 本年 3 月策定の「大津市スポーツ推進計画」に基づいた、各世代のスポーツ活動への支援の充実を進めること。また、障がいのある人のスポーツ参加の機会を充実することはもちろんであるが、スポーツに親しみ楽しむことを念頭に、過度の負担にならぬよう安全に配慮すること。
- 滋賀県での国体開催にあたっては、国や県に対して財政負担を求め、市として過度の負担とならないよう配慮しながら、必要な施設整備に努めること。
- 市内の体育館などのスポーツ施設は、管理者が学校や市民部、公園緑地協会、また民間の指定管理事業者など様々であり、利用状況の確認や予約の申し込み先の分かりにくさは改善されていない。市のホームページを活用するなど、市内スポーツ施設の予約一元化を実現すること。

4. いじめを乗り越え、安心して学べる学校・地域社会づくりを

①子どもの声に耳を傾け、成長を支える環境づくりを

- 「困った子は、困っている子である」という受け止めのもと、深刻化するいじめの背景にある問題の解決に向けた体制の整備が必要である。子どもたちの問題行動の裏側にある、本音の子どもたちの声に耳を傾ける相談体制のいっそうの充実を図ること。
- 「子どもの権利条約」の 4 つの柱である、生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利を保障し、あらゆる場面での子どもの発言を保障し、違いを認め合い、子ども同士や周囲の大人との相互の信頼、連帯感を深め、互いを理解し合えるための、子どもが主体となった自主的な取り組みを増やすこと。

- 「子どもの権利条約」の内容を、子どもたちをはじめ学校や家庭、地域にわかりやすく徹底するために、パンフレットなどを作成して普及すること。

②子どもの命最優先の原則の明確化としての「子ども条例」の制定を

2010年に国連子どもの権利委員会が日本政府に対して行った勧告は「高度に競争主義的な学校環境が、いじめ、精神的障害、不登校・登校拒否、中退および自殺に寄与している」とし、「過度に競争主義的な環境による否定的な結果を避けることを目的として学校制度および学力にかんする仕組みを再検討すること」を求めている。また、福祉・学校教育の現場や政策決定過程で子どもの意見が考慮されておらず、「子どもを、権利を持った人間として尊重しない伝統的な見方が、子どもの意見に対する考慮を著しく制約している」と厳しく指摘し、子どもが意見を十分に表明する権利を促進するための措置を強化するよう求めている。

市内中学生の自死を教訓に、「いじめ防止条例」を策定し取り組まれてきたが、現在の日本は、核家族化、地域連帯の希薄化等が進み、いじめや不登校、児童虐待および子どもをめぐる犯罪の多発等、子どもを取りまく環境は悪化の一途である。加えて、深刻化している「子どもの貧困」の背景には、親の雇用・労働条件、社会保障、児童の福祉、医療、教育のあり方など多分野にわたる問題がある。

- 子ども一人ひとりがかけがえのない存在であり、人間として尊重され、育まれる社会の形成を求めて、憲法と子どもの権利条約を活かした「子ども条例」の制定を検討すること。

福祉子ども部

1. 安心して子育てできる環境整備を

1) 子どもの権利を保障する就学前保育・教育の実施を

①就学前保育・教育の質と水準の向上を

- 子ども・子育て新制度により多様な保育・教育の方策が実施されているが、子どもの最善の利益を最優先に、いずれの方策であれ、格差が生じることがないように市は公的責任を果たすこと。
- 子どもの権利保障の立場に立ち、保護者の就労だけでなく、子どもにとっての必要性（発達の状況、家庭の状況、保育継続の必要性への配慮など）も考慮した上で、必要な保育、保育時間が保障できるように運用すること。そのためにも短時間・標準時間の利用時間の区別を設けないこと。
- 依然として待機児童が存在し、保護者が就業を継続できるか否かの深刻な事態も生まれている。育児休業を延長するなどの方策が国において検討されているが、小手先の対応では解消できないのはこれまでからも明らかであり、認可保育園の適切な増設と保育士の確保に向けた本格的な手立てを行うこと。
- 保育士不足を口実とした保育士の「専門性軽視」は許されない。保育・教育に従事する職員はすべて有資格者とする。
- 保育士確保のために必要な労働環境の改善を図ること。
- 公民格差の解消も含めた、保育士の抜本的な処遇改善のためのルールづくりなど、制度拡充を国に対して積極的に働きかけること。
- 市独自の保育士確保のための施策をさらに拡充すること。
- 公立幼稚園での3歳児保育の実施にあたっては、保育園での3歳児保育の15:1の職員配置基準を守る。
- 公民連携で作りに上げてきた大津市の保育水準を後退させることがないよう、公民共同の保育研修などを実施すること。またエリアごとに、公立保育園を中心とした保育の実践研究に取り組むな

ど、公民の交流を進めること。

②良好な保育・教育環境の整備を

- 子どもたちの安全を確保するためにも、老朽化している公立保育園の改修を速やかに実施すること。公立保育園の施設改修に必要な財源として、国庫補助金の復活を国に求めること。
- 制度としては、企業が経営する利益優先型の保育施設の進出が可能となったが、認可保育所の整備を基本とし、認可基準の緩和を許さないこと。
- 施設整備にあたっては、子どもたちの安全確保を最優先にすること。
- 駅なかをはじめビル内など、単独施設として設置されない場合、2階以上での保育室の設置は認めない、子どもたちが伸び伸びと遊びや活動ができる園庭や、それに代わる場所を確保することなど、条例の適切な運用に努めること。
- 保育園における給食は、自園調理が原則だが、規制緩和により3歳以上児については外部搬入が容認された。食の安全を担保するためにも、アレルギーや体調不良などへのきめ細やかな対応が行えるよう、自園調理を推進すること。
- 公立の保育園・幼稚園は、地域の子育て支援の拠点施設として、地域を基礎とした子どもの成長・発達を促す支援が提供できるよう、その支援機能を充実させ、地域の関係諸機関とも連携すること。そのためにも原則、公立で存続させること。
- 預かり保育は、保育時間の延長や安全対策ということだけでなく、子どもの育ちを保障する保育内容への充実を図る必要があることから、通常保育との連携や保育環境の充実を進めること。また、全園で同様に実施ができるよう速やかに体制を整備すること。
- 保育料は応能負担を原則としながら、保護者の生活実態や社会情勢を勘案して、第3子の無料化を含めた負担軽減に努めること。

2) 豊かな放課後を保障する児童クラブの充実を

①子どもたちの成長を支える施設整備を

- 条例に基づき、設備および運営の基準を満たす施設整備を推進すること。
- 狭隘施設の増築等による対応を速やかに実施できるよう、予算の増額を行うこと。
- 施設整備にあたっては、バリアフリー化も同時に進めていくこと。
- 快適な生活の場とするため、必要な空調設備の設置を計画的に行うこと。

②子どもたちの発達を保障する指導員の処遇改善を

- 指導員を確保するため、安心して働き続けることができるよう、さらなる処遇改善を図ること。
- 障がい児や課題を抱える児童、配慮の必要な児童が安心して過ごすことができるよう、必要な施設改修や人員配置を行うこと。

③子どもたちの成長を促す保育内容の充実を

- 豊かな保育実践のため、研修を充実させ、民間児童クラブにも参加を呼びかけること。
- 指導員が積極的に参加できるよう、研修の機会を保障すること。
- 民間児童クラブの開設にあたっては、格差のない保育が実施できるよう、市の適切な指導と、運営に対する支援を行うこと。
- 昼食やおやつのある方については、子どもたちや保護者の意見も取り入れながら、実情に合った豊かなものへと改善を図ること。

3) 地域で安心して子育てができる支援を

①児童虐待防止のための取り組み強化を

- 子育てへの不安や心配に寄り添い、早期発見・早期対応のための相談・支援体制を充実させること。
- 「大津市要保護児童対策地域協議会」での関係機関の連携を強めながら、地域での見守り体制を充実させること。
- 相談件数の増加に対応するため、子ども家庭相談室職員の処遇改善を図り、正規職員化、増員を進めること。また、保育士、保健師などの専門職の配置を進めること。
- 大津・高島子ども家庭相談センターが開設されたが、専門職の配置や一時保護所の設置など体制の充実を図るよう、県に対し強く求めること。また、情報共有や専門家との連携などの取り組みを強化すること。
- 児童虐待の未然防止のための保護者向け研修として、CSP、CAP 等の子育て支援の取り組みを、地域や保育園・幼稚園等で目標を定めて実施すること。

②子どもの居場所づくりや地域の子育て活動への支援を

- 異年齢集団での活動体験、地域での子育て支援の拠点としての、児童館の取り組みの充実を図ること。
- 地域での遊び場としてのプレイパークや、子どもの居場所づくりなどの取り組みに対して、市として運営や施設整備のための財政援助など、積極的な支援を行うこと。
- 中高生などの居場所づくりは、青少年の健全育成の観点からも、高校中退の学び直し事業や体験活動、スポーツ・音楽などに取り組める場としての構想を、青少年課、福祉政策課など関係課や機関と協力して検討すること。

2. 障がい者の権利条約に基づく施策の充実を

1) 障がい者の権利保障を基本とした取り組みの強化を

①ノーマライゼーションの促進を

- 全ての職員が障がい者の権利条約を学ぶ機会を設定すること。とりわけ、障がい者福祉に携わる職員の専門性を高め、障がい者の権利を保障する立場を堅持できる人材育成に取り組むこと。
- 障害者差別解消法の施行に伴い、市として啓発や相談体制、支援地域協議会の設置などの推進を図ること。また、市として「合理的配慮」を踏まえた庁内外のハード・ソフト面の点検を行い、必要な改善を計画的に進めること。
- 相談支援計画の策定にあたって、相談支援事業所、相談支援員の適切な配置や質の向上を図るために、関係機関とも連携して速やかに体制を整えること。
- 乳幼児期、学齢期、青年期以降もライフステージの移行に従って、途切れることなく必要な相談支援が実施されるよう仕組みづくりに取り組むこと。
- 65歳以上になった障がい者については、一律に介護保険制度に移行するのではなく、高齢になっても地域で暮らし続けるために、継続して障がい者施策を使うことなど、本人の選択の自由を尊重すること。

②障がい者の虐待防止の取り組みの充実を

- 障害者虐待防止法に基づき、積極的な介入や改善の措置をとれるよう、障害者虐待防止センター

の運営は、市直営で行い、体制整備を強化すること。

③生活と自立の拠点となる障がい者施設の整備促進を

- 乳幼児期に療育を必要とする児童が、市内のどの地域に在住していても適切に療育が受けられるよう、幼稚園の空き教室の活用や送迎バス、職員確保などの環境整備を進めること。
- 重度障がい児や肢体不自由児を受け入れることができるよう、施設整備を行うこと。
- 緊急時にショートステイを安心して利用できるように、受け入れができる事業所を増やし、市独自で空きベッドの確保をすること。
- 生活介護施設の整備を計画的に進めるとともに、行動障がい者の受け皿の整備を早急に行うこと。

④自立・地域生活を支える体制づくりを

- 「自立訓練+就労移行支援」のシステムとしての「おおつならでは」事業については、将来的な見通しを持ちながら、関係機関と連携して拡充を図ること。
- 市として障がい者の雇用拡大に努めるとともに、大津障害者働き・暮らし応援センターや大津若者サポートステーションとも連携し、一般企業にも障がい者雇用促進を働きかけること。また、自立した生活を送れる賃金が確保できるよう、民間事業者に働きかけること。
- 親の高齢化や障がいの重度化など、個人の努力でどうすることもできない状況下においても安心して地域で生活ができるよう、拠点となる 24 時間対応のサポートセンターの設置を早急に行うこと。
- 利用者の障害の程度に応じた職員配置、重度者への補助の充実など、グループホームの管理運営に積極的に支援を行うこと。
- すべての障がい者に対し、車両を使った移動支援や日中一時支援など、日常生活に必要な支援の充実を図ること。
- 障がい者の単独行動でも公共交通機関の割引が受けられるよう、引き続き関係機関に積極的に働きかけること。
- 安心して外出ができるよう、ノンステップバスの普及と利便性を図ること。
- 災害時の要援護者支援を強化するため、障がい者の個別支援計画の作成を進め、地域や事業所との連携、福祉避難所の設定など、平時からの体制を整備すること。

2) 精神障がい者・難病患者の支援の充実へ

①精神障がい者施策の抜本的改善を

- 精神障がい者施策の抜本的改善を図るためにも、相談体制を充実し、実態把握に努めること。
- 精神障がい者が安心して地域で生活ができるよう、通院や働く場の確保など、生活支援施策の充実を図ること。

②難病患者への医療・福祉の充実を

- 総合支援法の改正により難病患者も支援の対象となったが、制度が利用できない人たちも多く残されていることから、国に制度改善を求めるとともに、制度の谷間にいる人が支援を受けられるよう、実態調査を行い、大津市独自の支援策を検討すること。

3. 反貧困、人間らしい暮らしの支援へ

1) 必要な人が必要な支援を受けられる生活保護制度の充実を

①生活保護基準の引き上げを

● 2013 年度から生活保護基準の引き下げが強行されてきたが、「貧困の連鎖」を防止するどころか拡大させた生活保護基準引き下げを、少なくとも元に戻すよう国に求めること。

②市としての体制、支援の強化を

● 扶養義務者に対する調査権限の強化が行われたが、市民の申請意思を尊重し、申請権を侵害するようなことがないよう、相談者の立場になり親身になって相談対応を行えるよう、面接相談員などの職員の資質向上のための研修を充実させること。

● 資産申告や扶養照会、同意書、預金残高照会の再提出などを強制せず、申請者の事情を丁寧に聞き取り、配慮ある対応を行うこと。

● 職員 1 人当たりの標準ケースワーク件数は 80 世帯であるにもかかわらず、本市では 1 人で 120 件以上を担当している状況が続いている。自立支援に向けた丁寧な対応を保障するためには、一人当たりの受け持ち件数を標準に近づけることが急務であり、早急にケースワーカーの増員を行うこと。

● 生活保護基準の見直しにより、昨年に続き、今年度も就学援助制度が受けられない人には、従前と同様の措置がとられることとなったが、他の制度でも保護廃止となる人が引き続き住民税非課税の場合には、厚生労働省の通知などを参考にして、影響する事業について従来と同様の扱いとするよう関係部局に働きかけること。

● 冬季加算が減額となったが、傷病・障害・乳児のいる家庭等で常時在宅が必要な世帯に対しては、法令に基づき特定基準の適用を積極的に行うこと。

2) 格差と貧困解消への積極的な取り組みを

● 生活が急に困窮した際に気軽に相談ができ、そのアセスメント（状況の整理と問題点の把握）や適切な支援機関へのつなぎ、継続してのフォローを関係機関と連携・協力するための、ワンストップの総合相談窓口を設置すること。

● 生活相談に来られる市民の背景には、貧困だけでなく DV・虐待など複数の課題を抱えていることが多く、福祉専門の職員の配置を行うこと。

● 最近の事例では、孤独死・孤立死した世帯が生活保護担当窓口で相談に来ていながら、その時には様々な理由で申請をせず、支援を受けないまま衰弱して亡くなっているケースがある。相談に来られた時の条件で生活保護が受けられなくても、相談内容を記録し、その後の状況の変化を定期的に観察するなど、丁寧な対応をすること。

● 現在は、社会的包摂・絆再生事業として NPO がホームレス・住宅困窮者へのシェルターを運営しているが、戸数が限られており、生活拠点が必要とする生活困窮者がすぐに入れる状態にはなっていない。安定的に利用できる公的シェルターが求められており、市として設置を検討すること。

● 子どもの貧困の実態把握のための調査を行うこと。

● 庁内連携で、数値目標を掲げた「子どもの貧困対策計画」を策定すること。

● 中 3 学習会を行う地域の拡大を図ること。

健康保険部

1. 地域で高齢者を支える介護制度の拡充

①介護保険制度の改善を国に求めよ

- 安心の介護に逆行する、(1) 要支援者の介護保険給付からの締め出し、(2) 特養ホームの入所資格を要介護 3 以上に限定、(3) 個人の所得 160 万円以上（年金収入 280 万円以上）は、2015 年 8 月から制度開始以来初めて、利用料を 1 割から 2 割へ 2 倍に引き上げ、(4) 低所得者が介護施設を利用する場合の食費・居住費を軽減する「補足給付」の打ち切り、縮小等などの介護制度の大改悪を撤回するよう国に求めること。
- 国の、要支援・要介護度に応じた自己負担増や、介護報酬の削減でサービスを抑制していく方針は、自立支援に逆行するものであり、反対すること。
- 介護保険料に対する国庫負担は 20%と調整交付金の 5%に分けられているが、国として介護への責任を持ち、国民の負担を抑えるために、国に対して国庫負担金を 30%に引き上げるよう求めること。
- 低所得者の保険料が一部減額されたが、高齢者の生活実態からはまったく不十分である。さらなる保険料の減額と利用料減免制度の創設を国に求めること。
- 在宅サービスを制限している、要介護認定や利用限度額を廃止し、現場の専門家の判断で介護を提供できる制度へ、国に改善を求めること。

②市として安心の介護保険制度へ改善を

- 市は保険者としての責任を果たし、サービスの後退とならないよう、介護を必要とする人に必要なサービスが提供できる万全の体制を整備すること。
- 介護認定にあたって、認定の体制整備、職員の増員を図るなど、必要な介護サービスが早期に利用できるように認定作業の改善を行うこと。
- 高齢者にとって大変重い負担となっている介護保険料を、一般財源を投入して引き下げること。また、県に対しては県基金の活用も求めること。
- 低所得者ほど 1 割負担が重く、サービスの利用控えがある。低所得者への利用料減免制度を創設すること。
- 介護サービス利用者に対して、保険料決定通知などの際に「障害者控除認定書」の周知徹底を図り、さらに利用しやすい制度とすること。

③介護労働者や事業者支援で安定したサービス提供を

- 制度改悪による生活援助の時間短縮を撤回することや、介護保険料や利用料の引き上げにつながらない介護報酬の引き上げ、介護労働者の処遇改善を行うよう、国に求めること。
- 2017 年 4 月から、市町村が独自に実施する「新たな介護予防・日常生活支援総合事業」が開始されるが、制度移行後も高齢者が安心して在宅生活を送ることができる体制を整備し、サービスの水準を低下させないようにすること。
- 総合事業を行う事業所等の人員、運営、単価などの基準は、市の裁量となることから、現行サービスの水準を下回らない適切なサービスが提供されるよう、それぞれの基準を定めること。

④介護施設の整備・拡充を

- 市民の切実な施設整備の要望に応え、第 6 期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画で示さ

れた目標数を達成すること。

- 特別養護老人ホーム、小規模・多機能施設、グループホーム等の増設を行い、必要な介護サービスが受けられる基盤整備をさらに進めること。
- 深刻な待機者の解消のためにも、国に対し財政支援を強化するよう求めること。

⑤地域で高齢者を支える体制の整備を

- 高齢者の社会的孤立や孤独死に加え、近年、認知症高齢者の交通事故も社会問題化している。家族任せにならないように専門機関等と連携を図りながら、高齢者を見守る体制の強化を図ること。
- 高齢化の進展や課題の多様化により、民生委員への負担が大きくなっている。見守りや相談対応について、地域の関係機関によるネットワークを広げることや、地域独自の取り組みに対する新たな支援の仕組みを検討すること。
- 高齢者の交通事故対策には、自家用車に代わる市民の足となる公共交通の充実が欠かせない。志賀地域でデマンドタクシーの試行運転が始まったが、高齢者の外出支援策として市内全域に拡充できるよう、建設部とも連携して、福祉的な補助を検討すること。
- 介護の困難などから高齢者の虐待被害が増加し、全国的にも高齢者の死亡という最悪の事態が相次いでいる。介護疲れ、経済的な困難など、介護に関連する不安や心配を気軽に相談できるよう、周知・啓発を強めるとともに体制の充実を図ること。
- 地域包括支援センターは、生活圏域での役割が問われている。さらなる整備に向けては民間委託が進められているが、基幹型センターとの連携体制を構築し、円滑な運営が行われるよう、市がその役割を果たすこと。
- 近年の高齢者の孤独死・孤立死を防ぐために、引き続き市として独居高齢者の実態調査を行い、適切な支援が行き届くよう関係機関との情報交流を進めること。
- 市の事業に、安上がりの民間委託や指定管理者の導入などが増え、シルバー人材センターへの委託対象事業が減少し、委託契約では単価の切り下げが行われている。委託料については、ダンピングがされないように適正な労務単価を設定すること。また、昨今の厳しい生活実態から生活支援としての役割も大きいことから、技能習得への支援や、引き続き仕事の拡充に努めること。

2. 命と健康を守る国民健康保険・後期高齢者医療の運営改善へ

1) 市民の命を守る国民健康保険の運営を

①安心して医療にかかるよう負担軽減を

- 依然として、保険料の被保険者の所得に対する負担は大きく、保険料が上がれば収納率が下がるという負の連鎖も懸念される。引き続き、国に国庫負担率の増額を要求するとともに、市独自で保険料の引き下げを行うこと。
- 2018年度から国保制度の都道府県単位化が予定されているが、住民の命と健康を守る自治体の役割から、各市町の独自事業は継続させることを県に求めるとともに、被保険者の負担増にならないよう交付金の増額を国・県に求めること。

②医療を受ける権利を保障する制度運営へ

- 受診抑制により重篤になることを避けるために、滞納世帯への国保資格証明書の交付を止め、丁寧な納付相談を行うこと。
- 「払える資力があるのに払わない人」なのか、「少ない所得に対して高すぎる保険料を払えなくなった人」なのかを丁寧に把握し、面会できない世帯に対しても機械的な資格証の交付をせず、

短期証は郵送すること。

- 生活困窮者減免制度の「世帯全員の預貯金の合計」や「公私の扶助を受けている」「過年度の保険料に未納がない」などの条件を緩和・撤廃し、減免が必要な状況になれば、安心して使える制度へ改善を図ること。また、国保料通知や広報、ポスター、ホームページ等を使い、市民にわかりやすく周知すること。
- 滞納徴収が厳しくなり、差し押さえの件数が増加している。滞納者の実態を把握し、連絡が取れないのを理由に、一律に悪質滞納者として差し押さえを行うことがないようにすること。また、払いたくても払えない生活困窮者には、滞納処分の執行停止や、「給与や年金」など生活費が入っている預貯金の差し押さえは行わないこと。
- 国保法第 44 条の窓口での一部負担金免除制度について、引き続き周知徹底を図ること。また、適用基準については、生活保護基準の 1.2 倍以下の収入とし、収入以外の条件を設けないこと。
- 特定健診の受診率を向上させることは、市民の健康増進を図り、医療費の削減に効果があると考えられるが、現在のところ医療費の顕著な削減は認められていない。国保会計での負担を減らすために、特定健診の財源を一般会計から繰り入れること。
- 特定健診については、従来行われていた眼底検査も併せて実施するなど、受診者のメリットを検討し、医療機関などとの協議で、受診率を引き上げる取り組みを強めること。
- 希望者には人間ドックの補助を実施すること。

2) 市独自助成の継続と高齢者医療改善の取り組みを

- 高齢者を差別し、連続的な負担増をもたらす後期高齢者医療制度は廃止して、高齢者の医療受給権を保障する、新たな高齢者医療制度を国に求めること。
- 後期高齢者医療連合議会では、高齢者の生活実態から、これ以上の保険料引き上げは行わないよう、市として主張すること。
- 高齢者の福祉医療費助成事業は、65～69 歳までの低所得者については医療費の本人負担割合が 1 割だったものが 2 割へと改悪され、高齢者の暮らしに打撃を与えていることから、県に対して撤回を求めること。
- はり、きゅう、マッサージ医療費助成事業について廃止が予定されているが、介護予防、家族の負担軽減などのためにも事業を継続すること。また、制度の周知も不十分であることから、広報に努め、より多くの市民が利用できるようにすること。

3. 市民が健やかな生活を送れる体制づくりを

1) 医療と福祉の連携で安心の体制を一医療・福祉の効果的なネットワーク強化へ

- 地域における医療・福祉・介護を切れ目なく提供する体制整備のために、地域包括支援センターが核となり、ネットワークを構築する取り組みを推進すること。同時に、地域包括支援センターの本来業務が推進できるように、人員を増やすなど機能強化を図ること。
- 難病患者の医療費助成について、医療費助成の対象の難病は拡大されたが、結局は負担が増えることとなった。患者を含む家族の状況など調査し、安心して必要な医療が受けられるよう国・県に施策の拡充を求めつつ、大津市独自の補助制度を創設すること。

2) 市民の心身の健康を守る施策充実へ

① 公的役割果たす市民病院へ

- 地方独立行政法人に移行しても市民の命と健康を守る地域医療の拠点として、中期目標の実行

は、効率化ばかりでなく、市民サービスの充実、安全で安心の医療の提供という観点を最優先にすること。

- 市民病院が公的役割を果たすために必要な財源は、取り交わしたルール分にとらわれず、一般会計から繰り入れること。

②各種検診事業の推進など予防医療の充実を

- 一般健康診査をはじめ、各種検診の受診率向上は大きな課題である。よりいっそうの受診奨励などの取り組みを強め、受診率向上のプログラムを策定すること。
- ふだんから定期的に医療機関で受診している人については、特定健診の受診の枠内に組み込むこと。

③自殺対策の推進

- 大津G-Pネットの取り組みを支援することや、「いのちをつなぐ相談員派遣事業」を継続して実施すること。
- ストレスチェックが導入された。有効に活用できるように、職場への啓発や職場環境の改善、休職からの職場復帰の取り組みについて、公民を問わず取り組みを促進すること。
- 不安定雇用、無職者に精神疾患を患う人が増えていることから、安定的に働くことができる職場を抜本的に増やすため、ハローワークなどと連携して対策を検討すること。

3) 子どもたちの健やかな成長へ、支援体制の強化を

①子どもの医療費無料制度の拡大を

- 子どもの医療費助成制度は段階的に拡充されているが、子育て世帯の経済的支援を推進するためにも中学校卒業までの無料化に向けて、いっそうの取り組みを強化すること。
- 県の制度としても拡充を図るよう、県に強く求めること。

②乳幼児健診は直営で実施を

- 全国に先駆け子どもたちの発達を大切に実施してきた乳幼児健診は、安心の子育て、子どもたちの健やかな成長に欠かせない事業であり、保護者や関係者との共同でさらに発展させ、市の責任の下、直営で実施すること。

③子ども発達支援センターの充実を

- 発達や情緒に課題を持つ児童・生徒や保護者の相談が増加する中、専門職をはじめ関係機関などとの連携を強化し、体制を充実させること。
- 幼児期から青年期以降の各ライフステージへの移行に伴い、その時期に必要な相談支援が受けられるよう、継続した支援の仕組みづくりに取り組むこと。

4) 市民の食の安全へ取り組みの強化を

- TPPへの参加により、「食の安全」が危機にさらされるおそれがあることから、市民の安全な食生活の確保のため、食品安全の検査態勢の強化に努めること。
- 市民に対し、迅速かつ適切な情報が適時に提供できるよう、情報収集や情報管理の徹底を行うこと。

5) 人と動物の豊かな共生社会に向けた取り組みを

- 人と動物が共生する豊かな社会の実現に向け、適正飼養や終生飼養の徹底、安全で快適な飼養保管環境の確保、災害発生時の動物救護体制の充実を基本方針とし、各種事業に取り組むこと。
- 災害時におけるペットの救護対策ガイドラインに示された、特定動物の逸走対策、家庭動物との同行避難、避難所での受け入れ等、愛玩動物の保護等に関して地域防災計画に記載すること。
- 2015 年 3 月、滋賀県と滋賀県獣医師会は「災害時における被災動物救護活動に関する協定」を締結した。市も大津市獣医師会との協定締結に向け協議を進めること。
- 災害時に備えた、平常時から飼い主がとっておくべき対策等の普及啓発に努めること。
- 動物福祉の観点から、致死処分ゼロに向けて適正飼育の普及啓発を図ること。
- 販売事業者などへの立ち入り検査や幼齢犬猫の販売制限等、指導を徹底すること。
- 市民団体や獣医師会と連携を図り、動物の健康および安全の保持などに努め、犬・猫の飼養期間を延ばし、譲渡率の向上を目指すこと。
- 獣医師会とも連携し、愛玩動物の迷子対策としてのマイクロチップの普及や、迷子情報を SNS 等を利用し速やかに発信・拡散できるようにすること。
- 地域猫活動支援事業は近隣自治会の理解も含め、引き続き積極的に取り組むこと。

産業観光部

1. 地域経済活性化への取り組み強化を

①地域経済を守り発展させるため積極的な取り組みを

- 市内に事業所を置く大企業においても、多額の内部留保があることが明らかとなっている。労働者の賃上げと雇用確保にまわすよう働きかけること。
- 企業立地促進助成制度は、資力のある大企業へ多額の税金を費やすのではなく、地域経済を支える中小事業者が利用しやすく、地域への再投資が期待できる効果的な制度へと発展させること。

②地域経済の主役である中小事業者応援の施策充実を

市内企業の 99%を占める中小企業が、本市経済の発展に中心的な役割を果たす主体であり鍵となる。

- 今年 4 月に策定された「大津市中小企業振興計画」は、中小企業振興の目標・基本方針と戦略・重点施策を示すものであるが、地域を支える人材を育むことを念頭に、持続的な支援策とすること。
- 事業者が持続的に発展するため、経営のノウハウや地域資源の活用、販路拡大などの支援体制を整備すること。
- 他市でも実施されている、店舗改装や備品購入に対する補助で、事業の継続を支援する「商店街リフォーム制度」の創設を引き続き検討すること。

住宅等改修助成事業は、本市でも支出額に対して 20 倍以上の工事額が動き、執行部自ら市内に経済波及効果があり地域経済の活性化につながっていると認めているにもかかわらず、昨年度で終了とされた。

- 復活を求める市民の要望も聞いており、手続きの簡素化や応募期間を通年にするなど使いやすい制度として事業を行えるよう、庁内での調整・検討を働きかけること。

③雇用を守り、就労支援を充実させる取り組みの拡充を

高校・大学の新卒者の就職環境は、引き続き非正規など不安定雇用が多く厳しい状況が続いてい

るが、だからこそ市内の中小業企業の魅力を発信しやすい時代とも言える。学生が生きがい・やりがいを持って働ける企業との出会いの場と、優秀な人材を市内の中小事業者が採用できる機会を提供する「学生就職面接会」や企業訪問などは、より貴重なものとなっている。

- 正しく適切な情報提供ができるよう関係機関と連携して、回数を増やすなどのさらなる体制や内容の充実を図ること。
- 教育機関とも連携して、労働者の権利や雇用契約に関する学習の機会の提供などに取り組むこと。
- 若者から高齢者まで、働く人を過酷な労働に追い立て使い捨てにする、「ブラック企業」「ブラックバイト」などの「ブラック労働」が社会問題化している。労働者のSOSを受け止める相談窓口を設けること。
- 違法なサービス残業の根絶やパワハラへの規制など、ブラック企業対策にとどまらず、多くの労働者に共通する問題を解決するために、関係機関と連携して情報収集を行い、適切な情報提供に努めること。
- 求人票とのかい離も含め、労働条件や職場環境が求職者（就職活動を行う学生・生徒を含む）に正しく情報提供されるよう、関係機関に働きかけること。
- 市内企業の人員整理については、事業者の社会的責任を求めつつ、離職者の就労支援に努めること。

④競輪場跡地は、住民意見を反映した利活用を

- 競輪場跡地については、市民の意見が充分に反映された利活用が図られるよう、市が責任を持って事業者に働きかけること。

⑤観光振興で地域の力を引き出すこと

- 道の駅は、地元特産品の販売が魅力として観光情報紙などに取り上げられることも多い。「妹子の里」についても、地場産品の販売や特産品の開発に力を入れ、引き続き地域振興の拠点として役割が発揮できるよう支援すること。
- 特色ある大津野菜の生産拡大に向け、県やJA、大学と連携し、伝統野菜の復活とブランド化が行われている。農産物のみならず、地域の歴史や特色を生かした魅力ある特産品づくりと有効な販売戦略で、地域活性化につながるようさらなる支援を行うこと。
- 大津市の観光振興を推進し、市内の各地域の特色を生かし取り組めるように、（公社）びわ湖大津観光協会と地域の観光協会の、それぞれの役割を明らかにしながら、有効な連携について検討すること。
- 年々増加する登山愛好家とともに、山岳遭難事故も多発傾向にある。特に増加している中高年を含めた現状把握を行い、安全な登山が楽しめるよう、地元山岳連盟や関係団体との協力・連携を強化し、登山道、案内板などのいっそうの整備を図ること。

2. 農業振興と食の安全、安心確保を

1) 自給率向上を目指した農林水産業の振興を

①TPPからの撤退と自給率向上強化を国に求めること

TPPへの参加は、農林漁業や地方経済への深刻な影響のみならず、医療や食の安全、労働条件、保険や金融など国民生活のあらゆる分野に多国籍企業に有利なルールを押し付け、国の主権を侵害

する ISDS 条項の弊害も明らかとなっている。大津市が進める地産地消の取り組みも、「自由競争の妨げ」と訴えられる恐れがある。

とりわけ、日本の農業を支える家族経営の農家には壊滅的な打撃を与え、日本の食料主権の障害となることは明白である。農業者を中心に、国会決議に違反する TPP 協定に批准しないことを求める声が上がっていることを重く受け止めるべきである。

- 地域経済、農業など市民生活への影響を鑑み、食料自給率向上のための取り組みの強化を求めること。

②地域の特色を活かした「地方計画」を

農業者の長年の運動によって 2015 年に全会一致で成立した都市農業振興基本法は、宅地化すべきとしていた都市の農業・農地を保存すべきものとしており、地方自治体には「地方計画」の策定が求められている。

- 地方計画の策定にあたっては、市の農地と農業の維持・発展をまちづくりの重要な柱に位置づけること。
- 農地の転用規制、農地の適正な利用・管理の推進、遊休農地の解消など、市街化区域を含む農地利用の適正化を図り、農地・緑地の減少を食い止めること。
- 農地の基盤整備、販路確保など、農業生産を拡大する条件を広げること。
- 体験農園を都市農業における大事な施策として充実させるとともに、農業ボランティア、市民農園、都市住民による農業生産への参加など、地域の条件にあった農業生産への参加、農家と住民との交流が広げられるようにすること。
- 市内で連携し、家庭の生ごみや食品廃棄物、街路・公園などから出る枝葉、家畜ふん尿など、生活の中で大量に発生する有機質廃棄物の堆肥化・ペレット化を進め、リサイクルを生かした有機農業や資源循環型の生産体制を広げること。

③地産地消の取り組みの推進を

食の安全・安心が求められ、食料自給率を引き上げることは重要な課題である。

- 地域農業の活性化に向け、生産者と消費者、住民の結びつきを強め、地産地消の多面的な発展を図ること。
- 食育の観点から、教育委員会とも連携し、学校給食への地元食材の利用促進を引き続き図ること。

④地域農業を守り、地域農業者の声の反映を

農業委員会法の改正によって、人と農地を守るという農業委員会の役割と性格が大きく変えられた。農業委員の選出は、市長の任命制に変更され、農業委員の要件から「区域内に住所を有する」「耕作の業務を営む」との規定が外された。

- 市内の農業者を守り、声を届けるために、農業委員および推進委員の任命にあたっては、市内在住者で、耕作を営む地域農業者を優先させること。

- サイエンスパーク内に、大規模な競走馬育成施設を作る計画が進んでおり、周辺の農業関係者からは、河川の汚濁などによる農業への影響を懸念する声がある。事業者に対し、周辺住民への説明責任を果たすよう、指導を強化すること。

⑤新規就農者への支援策の拡充を

青年層や定年退職者層に、新規の就農に意欲を持つ人が増えている一方、高齢化と後継者難で廃業を余儀なくされる農業者が今後加速度的に増えることが予想される。

- 担い手の確保のためにも、新規就農者が安心して農業に踏み出せるよう、農業委員会や JA など関係機関との連携・協力による施設・設備の整備や技術面への支援策のみならず、相談体制も充実させるなどの支援策を強化すること。

⑥鳥獣害対策への有効な対策を

- 鳥獣被害の防止について、国や県に対し継続した事業の推進を引き続き求めること。
- 里山を適正に管理し獣害を防ぐために、現場での経験や専門知識を持つ人材の育成をすること。
- 生息・行動調査に基づいた有効な手立てを検討すること。

2) 市民本位の公設卸売市場のあり方検討を

市場を取り巻く環境は厳しく、民営化に向けた検討がされたが、市の強引なやり方に反発した市場関係者との関係悪化により、サウンディング調査は先送りされた。

- 市場で働く人たちの雇用条件が低下することのないよう、入場業者をはじめ市場関係者との丁寧な協議を引き続き行うこと。
- 農業振興、地産地消を推進し、食の安全や適正価格など、市民の安心と安定した供給の役割を果たし、公益性が低下することのないよう十分に配慮すること。

環境部

1. ごみ減量を進め、自然にも暮らしにも優しいごみ行政の推進を

1) 減量・リサイクルの本格的な取り組みと環境整備を

①ごみの分別と減量の促進を

- 子どもたちに豊かな環境を引き継いでいくために、ごみ業量の基本である 3R を進めることはもちろんだが、Refuse・リフューズ（購入抑制）、Regenerate・リジェネレート（再生品の使用）は、消費者教育によるところも大きいことから、庁内で連携し環境問題に幅広く積極的に取り組むこと。
- 製造業者が製品の設計段階から廃棄物の発生抑制、減量・資源化を考慮する「拡大生産者責任」の導入を国に求めること。
- 事業系食品残渣（ざんさ）の処理について、消滅型も含め、多角的に有効な手法を検討すること。
- リユースセンターを活用し、不要な自転車や家具・家電などの修理を行って販売する仕組みづくりを検討すること。
- あらためて、ごみの正しい分別方法について市民にわかりやすく伝えると同時に、庁内のごみ分別についても、他市の事例を参考にしていっそうの工夫をすること。
- 分別やリサイクル、ごみ処理について、映像やイラストを利用するなど市民にわかりやすいホームページに改善し、積極的な活用を図ること。
- 蛍光灯などの有害廃棄物の店頭回収を引き続き推進することや、刈草剪定枝の回収および再生堆肥化を推進すること。
- 志賀地域で行っている生ごみの堆肥化事業については、環境面からも、継続と地域の拡大を検討すること。

②施設整備のあり方について

環境美化センターと北部クリーンセンターの焼却施設の建て替え事業が、PFI の手法である DBO 方式により、施設の設計から施工、20 年にわたる運営が一括して、民間の新たなグループ会社に委ねられる計画が進められている。しかし、PFI 事業による契約が解除された事例や、代表企業の破綻により閉鎖に追い込まれた事例もあることから、リスク管理や市民の安全を守る事業実態の監視といった責任も問われてくる。

- 管理者である市の責任で、必要な技術的知識や専門性を持った職員の育成も含め、安全・安心のためのチェック体制を確立すること。
- 市内事業者の適正な雇用確保のための対策をすること。
- 発電目的のプラスチックごみの全量焼却は行わないこと。
- 市の責任で、新施設の計画を広く市民に知らせるシンポジウムや、公募による市民参加の協議会運営、新施設を活用した新たな環境教育など、市民に開かれた事業を積極的に行うこと。
- 地区環境整備事業については、他地域との公平性や透明性という点では、いまだ不十分である。他の補助事業との整合性の観点からも、市として主体的にさらに見直しを検討すること。

2) 産廃不法投棄等に対する環境保全対策の強化を

①産業廃棄物不法投棄防止の強化を

- 現在、許可を受けて搬入している事業所に対し、引き続き展開検査を実施させ、市としては立ち入り調査を強化すること。
- 和邇中では、過去の不法投棄の解決に向け、民間事業者が処理を行っている。滋賀県とも連携し、積極的に周辺地域へ、処理状況の情報提供をすること。

②土砂条例のさらなる改正の検討を

- 2014 年 7 月に土砂条例などが改正・施行されたが、他府県からの搬入について総量規制を盛り込むなど、さらなる改正を行うこと。
- 伊香立南庄町の埋立地は、今後も定期的に監視・土壌・水質検査を行い、住民の不安解消に努めること。
- 延暦寺霊園横の土砂埋立については、行政代執行が行われている。早期解決するよう引き続き取り組むこと。

③汚染土壌処理事業の情報公開の強化を

- 利害関係者への情報公開などが指導されているが、残土処分、産業廃棄物処理を同一の事業者が行っており、市民からの懸念が払拭されているとは言えない。情報公開請求があればその都度応じるとしているが、搬出事業所、搬入期間、搬入方法、搬入量、含有物質、処理方法など、定期的に議会への提出を義務づけること。

④環境保全ための市民啓発を

- 無許可業者による無料回収が市内でも行われている実態があるが、家庭ごみの不法投棄につながるおそれがあることから、市民への啓発を強化すること。

2. 環境保全対策の充実・強化を

①地球温暖化防止対策の強化を

地球環境保全だけでなく、防災の面からもエネルギーの地産地消が求められている。

- 琵琶湖を抱える大津市として、再生可能エネルギーを推進する環境都市推進施策を強化すること。
- 太陽光パネル設置補助などの助成予算を増額するとともに、大津市の気候風土に適した再生可能エネルギーの活用を進めるなど、市民・事業者・行政が協力して地域全体での自然エネルギーの促進に取り組めるよう、施策を推進すること。
- 太陽光発電設備については、これまでに導入された発電設備が、すでに使用済となって排出され始めており、その排出量は過去の普及カーブに沿って加速的に増加することが想定される。再生可能エネルギーの大量導入を支える処理（リユース・リサイクル・適正処分）の体制構築を行い、適正なりサイクル等を推進すること。

②琵琶湖と自然環境の保全への積極的取り組みを

国民的資産である琵琶湖を、健全で恵み豊かな湖として保全および再生を図るため、昨年9月「琵琶湖の保全および再生に関する法律」が施行され、関係地方公共団体が講ずべき施策が示された。

- 水草の除去等、法律を具体化した積極的な取り組みを行うこと。
- 大津市内の一部の河川（総門川など）では、依然として悪臭や汚濁などが見られる。さらなる水質の汚濁防止に取り組むこと。
- ぜんそくやがんなどを引き起こすと言われている「PM2.5」（微小粒子状物質）による健康被害が懸念される。観測態勢の強化と市民への情報提供に努めること。

都市計画部

1. 安全な住宅のために耐震診断・改修促進の支援強化を

- この間、全国で地震災害が多発している中、市民の命、住宅など財産を守るために住宅をはじめ建築物の耐震化の取り組みが重要になっている。未着手の所の把握、耐震サポート事業の強化、改修補助の充実など一段とスピードを上げて取り組むこと。

2. 住みやすい市営住宅の整備のために

- 今年度、市営住宅マネジメント計画の策定を目指して取り組まれているところであるが、計画の策定にあたり「公営住宅法」・「住生活基本法」を踏まえ、管理戸数、コストの削減ありきで進めるのではなく、実態調査などを行い市民の要望や必要性を把握し、公営住宅の適正な確保を図っていくこと。
- 耐用年数が経過して生活環境が大変悪化している石山団地の建て替えは、いまだ見通しが立っていない。年々老朽化が進行する中で、災害の面からも不安の声が上がっている。早急な建て替えに着手すること。現在居住している住宅のガス漏れ、雨漏りなど、緊急事態への対応をはじめ居住環境改善のために、住民の声を聞き丁寧な対応をすること。
- 市営住宅の工事にあたっては、PFI や一括発注などでは労働者の処遇悪化や、公共施設として必要なチェックが行き届かず安全性が担保されないおそれがある。また、受注者は大企業中心となるため地元事業者育成の観点からも行わないこと。

3. 市営住宅の管理運営のあり方の見直しへ

- 入居の際の保証人制度は、2013 年度から見直しされ保証人 2 名から 1 名に変更されたが、保証人制度を必要としないよう見直しを検討すること。
- 高齢化が進む市営住宅では自治会組織が運営できなくなるなど、環境整備、管理運営に支障をきたす事態も生まれてきている。市として住民の管理運営を支援する取り組みを進めること。また共益費の滞納も課題となっており、住民任せでなく市が徴収すること。
- 親子間の入居継承は、入居者の生活状況、声を聞き、機械的な対応をしないこと。
また、今後この施策を進める中で基準の見直しも検討すること。
- 住民間や、犬、猫など動物をめぐるトラブルなどに対し、迅速な相談、支援をすること。
- 火災報知器の設置については、住民の生命、財産を守る観点から住宅の設備として市が費用・設置工事に責任を持つこと。
- 指定管理者制度の導入については、経費削減による住民サービスの低下につながるおそれがあるため行わないこと。

4. 空き家・空き地対策と利活用の推進を

- 空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたもとで、空き家の利活用の取り組みが始まり、中心市街地や日吉台では具体的な対策が進み始めている。人口減少対策、まちづくりの点からも重要な施策であるが、大津市の取り組みは全体として遅れており、状況の把握や地元住民との連携をしっかりと、他都市の事例も参考にしながら本格的に進めること。
- 特定空き家についても条例に基づき、早急に対応すること。

5. 液状化・地滑り地域の災害対策を

- 全国で地震や予想を超える集中豪雨が多発し、甚大な被害が出ている。大規模盛り土造成地分布マップなどで示された、危険地域に対する防災対策を早急に強化すること。
- 宅地の液状化被害可能性マップは、充分検討し、公表に向けて進めること。

6. 環境破壊や近隣住民に不安を与える開発事業をなくすための施策を

- メガソーラーの設置が急速に進み、自然環境の破壊や生活環境への悪影響が問題になっている。計画段階からの情報公開、地域経済への貢献、環境アセスメントなどの実施など、早急にメガソーラーの設置のための条例策定に取り組むこと。
- 民間の開発事業が行われる際は、開発事業者への適切な指導・監督を行い、許可した計画通り進められるよう、体制や指導の見直しをすること。
- サイエンスパーク内に、大規模な競走馬育成施設を作る計画が進んでいる。周辺住民からは事業内容が充分説明されていないことに不安の声があがっている。事業者に対し、周辺住民への説明責任を果たすよう、指導を強化すること。

7. 市街地農地保全策の検討を

- 市街地農地は都市環境の保全にとっても重要な役割を担っており、農地の減少を止めるためにも、農地の固定資産税を農地課税に、相続税の評価は農業投資価格を基本にして宅地並み課税を廃止するなど、都市農業を振興させる法の制定を国に求めること。
- 市民農園などにも適用できるように求めること。

- 市街化調整区域において、資材置き場や産業廃棄物処理施設など他の土地利用への転換が行われた結果、森林や農地の保全、景観の維持が困難となっている事例が見受けられる。町田市などのように、市独自の規制誘導策を導入して、市街化調整区域や周辺の環境、景観維持に努めること。

8. 景観保全と風格のあるまちづくりのため、いっそうの取り組みを

- 町並みや景観保全のため、景観協定、地区計画の策定などが取り組まれ始めているが、まだまだ少数の地域にとどまっている。大津の歴史ある町並みを守るためにも、市民との協働を積極的に進めること。

9. 歴史的な町家・街道を生かしたまちづくりへ

- 街道沿いの景観保全の取り組みや、地区計画の推進などで「まち」の美観を向上させ、観光事業などとも連携したまちづくりを前進させることが重要である。現在の歴史的資源を活用した市内各地での取り組みを、引き続き積極的に支援・推進し、大津の良さを広めること。
- 他都市でも取り組まれている、屋外広告物規制の重点地域の拡大など、景観保全の取り組みをよりいっそう進めること。

10. 景観に配慮し、賑わいのあるまちづくりを

- 大津駅、膳所駅周辺では、駅周辺の改修とともに大手事業者の撤退等も起こっている。個々の事業として捉えず、市のまちづくり全体の中に位置づけ、中心市街地として、景観を大切にし、市民生活の向上や活性化につながるよう事業者に働きかけ、住民との話し合いを持つなど、積極的に取り組むこと。

11. 区画整理事業の適切な事業の推進

- 堅田西口土地区画整理事業は予定より遅れて、2019年度完了を目指しているが、追加的な市の負担が発生しないように適切な事業の進捗管理を行うこと。

12. 安心・安全な公園・広場の維持管理を

- 公園の遊具の安全点検は、子どもたちの安全な遊びを保障する上で欠かすことができない。予算を増額し、早急に点検、修繕すること。市民・管理者からの声にも速やかに対応し、修繕完了の目途についても周知すること。
- 公園の清掃などは公園愛護会に行っているが、草が伸びて見苦しいとの声も寄せられている。まちの美観、観光促進の観点から必要であれば予算の増額を行い、除草回数を増やすなど適切な管理を進めること。

13. ふれあいスポーツセンターの運営改善を

- 障がい者も健常者も、共に気軽にスポーツに親しむことができることを目的とした施設としての役割を果たすことができるよう、レッスン時間の工夫をするなど、利用する障がい者から寄せられている声を反映した運営に努めること。
- 施設の役割を果たすためにも、指定管理者制度を止め、障がい者福祉に知見を持つ団体などに運営を委託するなど、管理運営について再検討すること。

建設部

1. 地域公共交通の充実を

交通空白地域・交通不便地域が増えている中で、今後のまちづくりにとって、地域公共交通を充実させ、市民の交通権を保障することが求められている。

- 北陸新幹線の敦賀以西の延伸ルートが検討されており、これに伴い、JR 湖西線が並行在来線として JR から切り離されることが危惧される。湖西線は、湖西地域住民の生命線である。引き続き JR の責任において存続させるよう、JR および国に働きかけること。
- 人口が減少している JR 駅において、駅員の配置時間が制限されている。また、ホームからの転落事故防止の最大の方策は、ホームへの駅員の配置である。JR に対し、適切な駅員配置を行うことや、バリアフリー化、ホームの転落防止策に速やかに取り組むよう求めること。
- 志賀地域においてデマンドタクシーの実証運行がされているが、大津市内を小さな地域に分けてコミュニティバスやデマンドタクシーなどの検討を進めること。
- 葛川地域をはじめとする北部地域のバス路線、デマンドタクシーの確保のため、引き続き支援をすること。
- 住民による助け合い事業が行われている地域があるが、市民と行政の協働の取り組みとして、事業に対する補助など支援を行うこと。
- 葛川地域は国により豪雪地帯として認定されているが、限界集落となっており、私道や屋根の雪下ろし作業など、集落内の自助共助が限界となっている。滋賀県とも連携し、私道や歩道の除雪も、地域限定という条件で実施に向けて取り組むこと。

2. 道路、鉄道などのバリアフリー化の促進へ

- 志賀地域にある JR 駅は、市としてバリアフリー基本構想に位置づけて、年次的にエレベータ設置の取り組みを進めること。
- 近江舞子駅は具体的な調査もできており、引き続き一刻も早い実現に向けて JR や国・県など関係機関に働きかけること。
- 市内の基幹的な公共交通である京阪電車を利用しやすくするため、駅のバリアフリー化・ホームへの転落防止策・トイレの整備・駐輪場の設置など、条件整備が一段と進むよう引き続き計画的に支援を行うこと。

3. 利用しやすい駐車場事業の推進を

- パークアンドライドや当日最大料金の導入など、利便性向上の取り組みを進めて効果が現れているところであるが、利用回数の減っている駐車場もある。よりいっそうの利便性の高い公営駐車場の運営を進めること。
- 障害者割引について、対象が障がいのある人であり、より利用しやすい手続きとなるよう、引き続き改善のため研究を進め、実現に向け取り組むこと。

4. 生活道路の整備促進を

- 自転車と歩行者の交通安全のために、引き続き自転車と歩行者の通行分離を進めること。
- 通学路の安全性向上のため、道路拡張などの対応ができない箇所についても、子どもの安全確保の視点から、車両への注意を促す標識や看板の設置など有効な対策を講じること。

- 草刈りや清掃など、道路の維持管理に住民や団体の協力を得て取り組みを促進すること。
- 段差のない歩道など、高齢者・障がい者に優しい道路にするための取り組みを促進すること。

5. 市道橋改修推進、安全維持の点検・管理を

- 長寿命化修繕計画を進めるために、国からの交付金も活用し、引き続く予算の確保に努めること。
- 全国で構造物の落下事故などが起こっており、計画に含まれていない一般橋梁についても、点検をし、順次計画に盛り込み、市民の安全を確保する修繕・管理を行うこと。

6. 琵琶湖大橋の無料化促進へ

- 琵琶湖大橋の償還期限が迫り無料化が課題となっていたが、県が橋の取付け道路の拡幅やETCの導入を決定し、有料が継続されることとなった。一定の周辺整備は県が行うべきものであり、そのための財源も公社にある。今後の市民生活などを考慮し、無料化を先延ばしせず実施するよう県に求めること。

7. 自然環境を破壊するダム整備でなく、流域治水と河川改修での治水対策を

ダム依存や、洪水を河川内に閉じ込める治水対策では災害を防ぐことに限界があり、洪水を安全に受け止める流域治水に切り替える対策が必要であることが明らかになっている。

- 近年の予想を遙かに超えた集中豪雨による全国の被害を見ても、県の流域治水計画に対応した、市としての治水対策の指針の策定をすること。
- 吾妻川など必要な河川の改修・整備を引き続き県に求めること。
- 大戸川についても、大雨のたびに水位が上昇し危険な状況になる。早急に河川の改修などを行うこと。

企業局

1. 市民負担を増やさない水道事業の安定した運営を

- 水道水の使用量減少の影響や、漏水などの事故に備え、水道事業を持続していくためとして、2017年4月より平均19%の水道料金の値上げを行うことが決まった。消費税の増税などの影響で景気が低迷し市民生活が厳しい中であり、値上げを撤回すること。
- 一般会計からの繰り入れを行い、料金の引き下げを行うこと。
- 全国地震による水道施設の被害状況を見ても、早急な耐震化が求められている。国に対し支援の増額を引き続き要請すること。
- 老朽管の敷設替えなど、優先すべき事業から計画に基づいて行われているが、過大な投資にならないよう、引き続き効率化に取り組むこと。

2. 下水道事業の安定した運営を

- 水道水の使用減少で、収益の増収が厳しいことが予測される中、料金の値上げなど市民負担の増加にならないよう、市民の立場にたった効率のよい運営と、引き続き公費の投入を行うこと。
- 不明水の調査、対策の取り組みを、いっそう推進すること。
- 下水道事業の安定した運営のため、国庫負担を削減せず充実するように、引き続き国に要望すること。

3. ガス事業を守り、市民に安全なガスの供給を

- 来年 4 月からのガス小売全面自由化で、エネルギー競争の激化が予想される。市が責任を持って直接運営するガス事業という安心感、低廉などの利点を市民と共有し、ガス事業の安定運営に努めること。
- 福島原発事故以降、環境に優しいエネルギーが注目される中、環境負荷が少なくエネルギー効率の高い天然ガスへの期待が高まっている。ガスコージェネレーションシステムの普及促進や、天然ガスの有効活用を積極的に PR する取り組みを強めること。
- 2015 年度のガス事業会計は 5 億 6,800 万円の純利益となり、内部留保金は 93 億円となった。今後の事業展開に必要な資金の確保は必要であるが、積立金のあり方を見直すなど、ガス事業の利益を、料金値下げなどで市民に還元する方策を積極的に検討すること。

4. 市民のライフラインを守る職場環境の改善と人材育成の推進を

- 企業局が担う事業は市民の健康で衛生的な生活を支える、きわめて公共性の高い事業である。市民生活を支える事業として、不祥事から信頼を回復する取り組みを進める必要があり、幹部を先頭に風通しの良い、職員のやる気を引き出す職場環境づくりに、具体的に取り組むこと。
- 職員の技術、専門的知識の取得・向上は、市民に対する安全、安心の事業を推進する上で欠かすことができない。人材育成に引き続き取り組むこと。
- 包括的外部委託などの方向が出されてきている。外部へ委託することになれば、職員の人材育成や、市民の状況の把握、要望を聞いて事業を進めることが疎かになる恐れがある。効率化を優先した外部委託は行わないこと。

5. 生活困窮者に対する料金減免制度の創設を

- 一般会計からの繰り入れを行い、生活困窮者に対する料金減免制度を創設すること。
- 料金滞納者への対応は、公営企業は営利目的ではないという観点から、機械的対応とならないよう、事情などを丁寧に把握し、福祉施策へつなぐ庁内連携の体制を強化すること。

教育委員会

1. いじめを乗り越え、安心して学び成長できる学校へ

1) 子どもの権利条約を活かした学校づくりを

①子どもの最善の利益を守り、成長を支える教育を

- 「子どもの権利条約」の精神に則り、子どもたち自身が自分のこととして、子どもの権利を、わかりやすく丁寧に学べる時間を確保すること。
- 子どもたちをはじめ学校、家庭、地域においても「子どもの権利条約」について、理解し徹底できるようわかりやすいパンフなど作成して普及すること。
- 地域との協力を得ながら、あらゆる場面を活用して、子どもたちの発言を保障し、子ども同士、周囲の大人との相互理解、信頼、連帯感を深められるよう子ども主体の自主的活動を増やすこと。
- いじめの相談や情報が寄せられたり、校内での事故が発生した際には、まずは子どもの命が最優先という原則を共通認識とし、教育委員会・教職員に徹底、連携・協力の体制で取り組むこと。
- 「いじめ半減」などの成績主義、取り締まり的な対応ではなく、いじめの未然防止と言うのであれば、子どもたち一人ひとりに目が行き届く、教職員の体制強化をはじめとした学校現場への支援を強めること。

②教職員の労働環境改善へ取り組みの強化を

- 業務の ICT 化が進められているが、その成果の検証や必要な改善を図りながら、抜本的に超過勤務を軽減・解消するためのあらゆる措置を講じること。
- 様々な学校課題の解決が困難、深刻さを増す中、休職者が増加していることから、課題への対応について個人任せにせず、組織としての課題解決に向けた取り組みを進めていくこと。
- 過労死ラインまでの長時間勤務が常態化している教職員が存在することを再認識し、心身の健康チェックに配慮した組織対応や、ストレスチェック制度を活かして、専門職の協力を得ながら指導、改善策を検討すること。
- 子どもたちの健やかな学習活動と、教員の子どもたちと向き合いふれあう時間を保障するために、さらなる少人数学級の推進や複数担任制の促進、フリー教諭の配置、養護教諭の複数配置、子どもたちの悩みや不安の相談にあたるスクールソーシャルワーカーの配置など、学校現場の職員体制の整備に取り組むこと。
- 現場の実態に相応しい職員が配置されるよう、県に対して強く要望すること。
- 不祥事に対する事実の調査・検証は重要であり、その背景にある労働環境や職場の人間関係、家庭の問題など、現場と共に教育委員会も情報や認識を共有しながら、現場が主体となり再発防止に向けた取り組みを行い、教育委員会は適切な支援を行うこと。
- 学校用務員の人員削減、委託化が進められているが、学校環境の整備や学校運営の円滑化のために果たす役割は大きい。学校は教員のみならず、養護教諭や事務職員、用務員といった他職種の大人の支えがあってこそ、子どもたちの豊かな成長が実現できる。あらためてその役割を認識し、学校用務員の職務内容の徹底、研修の強化を行うとともに、正規化に向けて取り組むこと。

2) 一人ひとりが健やかに成長できる教育の保障を

①学校教育の環境整備の充実を

- 行き届いた教育の保障のため、引き続き 30 人学級の早期実現に向けて、国・県に強く働きかけること。市においても、独自でのさらなる少人数学級実現に取り組むこと。
- 中学校給食の実施にあたり、東部学校給食共同調理場の移転新築が本格的に始まる。経費節減先にありきではなく、市民が望む「安全でおいしい」「地産地消」「防災機能」を実現し、子どもたちの健やかな成長を助ける給食の実施に向け、管理運営も含め十分な調査と検討を行うこと。
- 中学校給食の実施については、学校現場の要望や子どもたちの実態を聞き取り、円滑な導入に努めること。
- 学校図書館の充実のため、すべての学校に専任の学校司書が常時配置できるよう、国・県にも財政支援を求めながら、市としても拡充を図ること。
- 図書購入費や書架など図書館施設整備のための予算を増額し、抜本的な改善で充実させること。
- 学校施設の大規模改修が順次進められているが、体育館の床や照明施設、清掃用具などの老朽化、不具合が多く为学校で見受けられる。適切な管理を行うためにも、定期的な学校巡回により、速やかに適切な改修、補修、補充を行えるよう予算を増額すること。

②経済的格差を持ち込ませない教育へ

- どの子どもも等しく教育を受けることができるように、就学援助の基準を生活保護基準額の 1.5 倍に引き上げることを検討すること。
- 2010 年度から就学援助費の支給品目に加わった 3 項目（クラブ活動費、生徒会費、PTA 会費）を対象に加え、保護者の負担軽減を図ること。
- 新入学学用品費（入学準備金）は、入学前の実際に必要な時期に支給できるようにすること。
- 就学援助費給付のための国庫負担割合を増やすよう、国に強く求めること。
- スクールランチおよび志賀・葛川中学校の給食費についても、就学援助の対象とすること。
- どの子どもにも希望する就学を保障していくことは、貧困の連鎖を断ち切り個人の能力を開花させていく上でも、ひいては社会の発展にとっても重要なことであり、国に対し給付制の奨学金制度の創設を求めるとともに、大津市でも給付制奨学資金の制度を拡充すること。

③子どもや学校の自主性を重んじ、民主主義を守る教育の推進を

- テスト学力の重視や、競争を助長することにつながる全国一斉学力テストへの参加は中止すべきである。また、子どもたちの競争を煽り、発達の歪みを引き起こすことが懸念される学校ごとの結果公表は行わないこと。
- 全国一斉学力テストの予算は、一人ひとりの子どもの学力を定着させるための予算に振り替えるよう国に求めること。
- 国の方針に先駆けて市内小学校では英語教育が本格導入されたが、子どもたちの学びの実態や、教員の取り組み状況、時間配分などをきちんと把握し、現場の声を反映して、教職員にとっても子どもたちにとっても無理のない取り組みとなるよう、現場への支援を強めること。
- 教育は、子どもの成長・発達のための文化的な営みであり、教員と子どもとの人間的な触れ合いを通じて行われるもので、自由や自主性が保障されなければならない。そうした教育が各学校において民主的に運営されるために、教育委員会は管理や統制ではなく、支援を行うこと。
- 本年より 18 歳まで選挙年齢の引き下げが行われた。高校生の政治活動の制限・禁止は憲法違反であり、高校生に政治活動の自由があることは明確である。若者が政治に関心を持ち、自覚的に選挙権を行使できるように、義務教育の時期から、主権者としての自覚と成長を支える教育を、あらゆる場面を捉えて実施すること。
- 学校現場への日の丸・君が代の強制は行わないこと。
- 子どもたちは自主的に意見を出し合う経験を積む中で、市民道徳を身につけていくものであり、日常的に子どもたちの自主的な活動を促す取り組みを強めるべきで、国の道徳の教科化には反対すること。
- コミュニティ・スクールは、地域に根ざし地域に支えられる学校づくりにより、豊かに展開できる可能性がある。一方で教職員に調整や設定のための負担が増えることは本末転倒であり、必要な体制整備を行うこと。

④誰もが等しく教育を受けられる環境の充実を

- 今年 7 月の相模原市障がい者施設殺傷事件の教訓を踏まえ、教育現場においては障がい者への偏見や差別をなくす教育を進めるだけでなく、一人ひとりの存在そのものを認め合い、大切にすることを育む取り組みを重視すること。
- 特別支援学校のマンモス化に対応して、引き続き県に対し、大津市南部に特別支援学校の新設を要望すること。県の対応が行われないようであれば、市立の特別支援学校の設置を検討すること。

- 特別支援学級は、子どもたち一人ひとりの学習権を保障するために、教員の複数配置など実態に即した適切な体制を県に求めるとともに、当面、市独自で配置すること。
- 不登校の児童生徒について、一人ひとりの学習権を保障するため、その子どもに応じた対応ができるようフリー教諭など教職員の配置を行うこと。
- 医療的ケアの必要な児童生徒の通学について、子どもの学習権を保障し等しく教育を受けられるよう、必要に応じて福祉との連携で送迎の体制を整備すること。

⑤災害に強い学校づくりの推進を

- 子どもたちの命を守ることを第一に、実践的な防災訓練の取り組みを強めること。
- 災害時には教職員が判断を求められることから、平時からあらゆるシミュレーションのもと、正確な情報の入手と伝達の仕組みづくりや、教職員の連携を徹底しておくこと。また、支援を必要とする子どもの安全確保のための体制を確立すること。
- 災害時には、学校が避難所となることから、情報収集や通報など対策本部の機能を果たすための機材や備品の整備を、早急に進めること。

2. 豊かな市民生活を育む文化施策の充実を

①地域コミュニティの拠点として公民館の充実を

- 公民館は市民センターの併設施設として、学校施設同様、災害時の市民の避難場所となっている。耐震改修を進めるとともに、老朽化している公民館の施設改修や設備・備品の計画的な修理を行うこと。
- 災害時の対策本部として、必要な備品の配備を行い機能の強化を行うこと。
- 小松公民館の建設については、地域住民との意見調整を行い、早期に建設計画を立てること。
- 公民館を利用する際のカギの受け渡しは、市民センターの閉所日（土日祝）の場合は前日に行わなくてはならず、都合がつかないなど不便であるため改善策を検討すること。
- 条件付きの利用者団体登録は撤回し、市民の様々な社会教育活動を保障して、公民館が地域コミュニティの拠点としての役割が果たせるよう、地域住民との丁寧な関係づくりや連携協力を努めること。
- 社会教育の拠点としての生涯学習センターの貸館については、市民による様々な社会教育活動の自主性を尊重し、市民の権利を阻害することにつながる市民活動への干渉や制限は行わないこと。

②豊かな公立図書館の実現へ

- 市立図書館のあり方については、図書館協議会の意見や図書館職員へのアンケート結果を尊重し、公立図書館としての機能を充実させるための検討を重ねること。
- 市民の知る自由を保障し、市民文化や芸術を支え、社会教育の拠点としての図書館の役割を再認識し、図書館の長期構想を持つこと。
- 公的な役割を果たすために指定管理者制度の導入は行わないこと。
- 深刻化する書庫の不足に対応するため、場所の確保、適正管理を行うための施設整備に速やかに着手すること。
- 施設の老朽化も著しいことから、施設改修のための予算を抜本的に増やし計画的に進めること。
- 市民ニーズに応える図書購入予算を確保するとともに、図書館司書の配置を充実させること。

③市内の重要遺跡や史跡の整備促進を

- 近江大津宮跡、穴太廃寺、近江国庁跡などの整備を促進すること。
- 歴史の生きた教材でもあり、観光資源でもある遺跡や史跡は、可能な限り市民や地域との協働事業として、保存をはじめとする取り組みを支援すること。また、一定面積の用地確保ができたものについては、暫定的に整備を行い、市民に開放すること。
- 発掘が行われた文化財や史料については、収納・展示などの場所が不足しているため保存・活用のための施設整備などを検討すること。

④郷土の歴史を知り、情報発信の場としての歴史博物館の充実を

- 市内の身近な歴史・文化・史跡などにかかわる展示や、市民とともにつくる企画展の充実を図ること。
- 市域外への発信のみならず、市民への情報提供、広報活動を強化すること。
- 展示物の破損を防ぐためにも、施設改修を順次進めること。

消防局

1. 基準消防力に見合った職員の増員と消防力の強化・充実を

- 台風の大規模化や集中豪雨などの頻度が増してきている。災害対応の強化・充実のため、消防職員を基準消防力へ近づけるための増員を図ること。
- 北消防署に、山岳事故や水難事故等の救助事故に対応できる資機材の整備を図るとともに、特別救助隊の配備に努めること。
- 有給休暇については取得できるよう努力されているが、職員研修の時期の関係などから、改善が困難な状況にある。市民の命を守る消防職員の健康管理のために、有給休暇などがしっかりと取れるよう消防職員の増員を図ること。

2. 消防団、自主防災組織、地域の活動への支援充実を

- 地域の消防団の資機材充実のための予算確保とともに、活用のための訓練に、積極的に取り組むこと。
- 自主防災組織への補助充実を引き続き行うとともに、消防団経験者が自主防災組織に積極的に参加できるよう支援し、消防局・消防団・自主防災組織・市民が有機的なつながりを持って防災活動に当たれるようにすること。

福知山花火火災をきっかけに、イベント等を催す際には、事前の届け出が必要とされている。当日の現場確認も行われているが、催しが集中する時期には不十分な体制となっている。

- 事前の注意喚起や消防との打ち合わせなど、地域への周知を図るとともに、本庁の消防との連携を拡充すること。

3. 地域防災計画の策定に向けて、危機防災課とも連携した支援を

- 各学区での地域防災計画が策定できるよう、支援すること。

4. 火災報知器の設置促進の支援を

- 住宅用火災警報器の設置義務化で設置率が向上してきたが、引き続き設置率向上に、取り組み

を強めること。

特に火災による高齢者などの犠牲が多いことから、取付け作業が困難な方に対し、各消防署が取付け支援を行っていることの周知を図ること。

- 低所得者などに対して、補助制度をつくるなどの対策を検討すること。とりわけ市営住宅の設置について、都市計画部とも連携し予算措置を行うこと。
- 電池切れや時間経過による不備がないかなど、管理面での指導・周知も行うこと。

5. 救急車の有料化は行わないこと

● 国の財政制度等審議会が、救急車の一部有料化を検討するよう財務相に提言した。政府は、救急車を呼ぶ世帯の増加や、救急搬送者のうちほぼ半数が軽症者であることを理由に、救急車の有料化、通報段階で患者の「緊急性」を選別して切り捨てる「トリアージ（治療の優先順位の選別）」の導入など、「命の格差」を拡大する改悪を検討している。

緊急を要する患者の救命に影響が出る事態も懸念されており、誰もが安心して医療にかかれる制度にするため、救急車の有料化は行わないこと。